

# 西洋中世初期の裁判のかたち

岩 野 英 夫

## 目 次

- 一 はじめに
- 二 Rudolf Hübner の裁判文書目録
  - (一) 作成の経緯
  - (二) 概要
- 三 裁判のかたち
  - (一) 裁判文書の概要
  - (二) 特徴的な裁判類型
    - (1) 不出廷裁判 (Versäumnisverfahren)
    - (2) 召喚不服従裁判 (Ungelohrsansverfahren)
    - (3) 仮装裁判 (Scheinprozess)
  - (三) 一般的なかたち——弁論そして判決——
    - (1) 裁判目録中の最多の事例の範例
    - (2) 二者択一判決 (Zweizünftiges Urteil) の範例
    - (3) 殺人 (homicidium, mors) に係る二者択一判決の範例
  - (四) 確認 (承認) を求める訴え (Feststellungsklage, Rekognitionsprozess)

四 訴えの正当性についての理由づけ

- (一) 消極的理由づけ
- (二) 積極的理由づけ
- (三) 非悪意宣誓 (Voreid)

五 被告の対応

- (一) 認諾の事例の範例
- (二) 単純否認
- (三) 理由を付けた否認

六 証明と裁判の終結

(一) 証明

- (1) 当事者による証明
- (2) 職権による尋問 (Inquisitio)
- (二) 裁判の終結

(1) 判決と裁判ウワクンデ

- (2) 準拠すべき法を引き合いに出している事例
- 七 紛争と紛争解決をめぐる最近の研究動向から

八 おわりに

一 はじめに

本稿の目的は、西洋中世初期の裁判のかたちを整理し、私が現在読み進めている裁判文書を分類し、分析するための指針を得ることである。この作業を進めるに当り、特に参考にしたのは、ヴェルクミュラー (Dieter Werkmüller・以下、Werkmüller) の一九八七年の論文 "Et ita est altercatio finita Ein Beitrag zum fränkischen Prozess" (以下、Werkmüller論文)<sup>(1)</sup> である。

私の研究テーマの一つは、拙稿「西洋中世初期の裁判と法―予備的考察―」の「はじめに」でも述べたように、西洋中世初期の裁判記録を手掛かりにして西洋中世法の在り様の具体像に迫ることである。したがって、西洋中世初期における裁判の実際を明らかにすることが私のまずすべき作業である。この作業に取り組む上で不可欠の情報を提供して

らるるが、Rudolf Hübnér: *Gerichtsurkunden der fränkischen Zeit* (フランク時代の裁判文書), Neudruck der Ausgabe Weimar 1891-93, Scientia Verlag, Aalen 1971 (以下、*Gerichtsurkunden der fränkischen Zeit*) とする。

Werkmüller論文は、私と同じ研究上の関心から、ヒュブナー (Rudolf Hübnér・以下、Hübnér) のこの著作を主たる情報源としてフランク時代における裁判のかたちと法の在り様について検討を加えたものである。これが、Werkmüller論文を特に参照する理由である。

私は、前掲論文「西洋中世初期の裁判と法」において、裁判の在り方の歴史的变化をおおまかに段階づけた、ビューラー (Theodor Bühler) の見解を要約しておいた。<sup>(3)</sup>

- (1) 被害者あるいは被害者の所属するジッペが、復讐の原則に基づく権利を取得した最古の文化段階。被害者等の復讐行為がフェーデ (Fehde) と呼ばれる。
- (2) フェーデが克服されていく第二段階。中立的な人物 (通常は国王やその代理人) が被害者と加害者との間の敵対関係を秩序ある枠組の中に持ち込み、紛争当事者をそのコントロール下に置くべく紛争に関与していく。
- (3) 裁判手続ができ、そして発展していく第三の段階。ここで初めて、民事訴訟と刑事訴訟とを別々に扱うことが意味を持つてくる。

Werkmüller論文や私が研究対象にしているのは、第二の段階である。以下、本稿を執筆する上でのいくつかの断りをおきたい。

- ① 本文や注にある「目録番号」とは全て、Hübnérが前掲書 *Gerichtsurkunden der fränkischen Zeit* の中で付けている番号のことである。
- ② 「目録番号」に関係して、書名、頁数等にその都度言及することはしない。

- ③ Urkundeをウアクンデあるいは文書と表記するが、その区別に特別の意味はない。
- ④ 裁判という用語は、訴訟、訴訟行為、裁判官による法的判断の表示等を含む広い意味で使用しており、現行法上の概念に対応させて用いてはいない。
- ⑤ 裁判文書と裁判ウワクンデという用語を使い分けているが、前者には何であれ裁判に関係した文書というような幅広い意味を持たせ、後者には、裁判終了後に手交された、法廷に証拠として提出できる、証明力を持つ判決書とでも言うべき、より専門的な意味を持たせている。
- ⑥ 法制史を専門としない読者を想定して、専門研究者には不必要な注記や説明をしている。また他の研究者の関連重要論文や史料邦訳を長文にわたって引用している場合がある。
- ⑦ 本文および注の文中にある「」は、私が補充説明等のために用いたものである。
- ⑧ 本稿は、かつて交付された科学研究費・平成一四年度―平成一六年度〔14520015〕による研究成果の一部である。

## 二 Rudolf Hübner の裁判文書目録

### (一) 作成の経緯

Hübnerの前掲書 *Gerichtsurkunden der fränkischen Zeit* について、簡単に説明をしておきたい。そのためには、まず、現在もなお編纂・刊行作業が継続している<sup>1)</sup>、ドイツ中世史料の一大集成『*Monumenta Germaniae Historica*』(『ゲルマニアの歴史記録』。略号はMGH)に触れなければならない。MGHの編纂・刊行事業は、ナポレオンによる屈辱的な支配からドイツが解放されて間もない一八一九年、そのナポレオンの支配に断固として対決し祖国ドイツの解放に心

血を注いだ、そしてまたプロイセン宰相等の要職を歴任したシュタイン (Reichsfreiherr Karl von und zum Stein) がドイツ古史学協会 (Gesellschaft für ältere deutsche Geschichtskunde) を創設したことに始まる。シュタインは、協会を設立するにあたり、ゲーテ (Johann Wolfgang Goethe) 、フンボルト (Wilhelm von Humboldt) 、グリム兄弟 (Jakob und Wilhelm Grimm) 、サヴィニー (Friedrich Carl von Savigny) 、アイヒホルン (Karl Friedrich Eichhorn) と同じ時代の最も傑出した知識人に属する人々と相談をしている。協会のスローガンは、「神聖な祖国愛が魂を吹き込む」 (Sanctus amor patriae dat animum) である。祖国ドイツを愛して止まない者が、それ自体には生命のない記録文書に命を与え魂を吹き込み、ドイツ民族の誇りある歴史、ドイツ民族のアイデンティティを明るみに出す歴史を語らせることができる、というのがこのスローガンの意味であろうか。協会には、MGHの編纂・刊行事業を遂行する中心組織として中央委員会 (Zentraldirektion) が置かれ、シュタインが議長を務める。

一八二三年、主幹として、編纂・刊行の責任を託されたのは、ハノーファー国王の文書庫・図書室顧問であったペルツ (Georg Heinrich Pertz) である。彼は、ゲッティンゲン大学で、歴史と古典語フィロロジを学んでいる。Pertzの秘書に任ぜられたのは、ベーマー (Johann Friedrich Böhmner) である。

一八二〇年から、Archiv der Gesellschaft für ältere deutsche Geschichtskunde (ドイツ古史学協会論叢) が発刊され、そこに、各地の古文書館、図書館での資料調査の報告や、手書文書、手書文書群、文書作成者の同定等についての調査結果が掲載される。この論叢は一八七四年まで公刊される。刊行された巻数は、全部で十二巻である。

協会は、関係者の見解の対立やPertzの難しい性格等があった、その後、紆余曲折をたどる。一八七三年には、Pertzが退く。一八七五年には組織再編が行われ、ヴァイツ (Georg Waitz) が代表者に選ばれる。協会も私社団から公法人になる。

MGHは、史家部 (Scriptores) 、法律部 (Leges) 、文書部 (Diplomat) 、書簡部 (Epistolae) 、古事部 (Antiquitates) から構成されている。<sup>(5)</sup> MGHの最初の一冊として一八二六年に公刊されたのが、史家部の第一巻 *Annales et chronica aevi Carolini*, herg. von Georg Heinrich Pertz である。

MGHの中央委員会は、一八八七年に、法律部を構成する巻として、フランク時代の裁判文書 (Gerichtsurkunden) を集めた *Corpus Placitorum* 、すなわち *Placita* 大全を編集することを決定する。Hübnerが、その準備のために、<sup>(6)</sup> 裁判文書の時代順文書目録の作成という前人未踏の作業に単独で着手する。ブルンナー (Heinrich Brunner) は、目録作成というやり方をHübnerに提案したのは自分である、と述べている。Brunnerは、この時、MGH法律部の編纂作業の責任者であった。<sup>(7)</sup>

Hübnerは、作業の成果を、前半と後半の二回に分けて発表している。前半は、*Die Gerichtsurkunden aus Deutschland und Frankreich bis zum Jahre 1000* (ドイツ、フランスに伝わる一〇〇〇年までの裁判文書), in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung* 12, 1891, Anhang S. 1-118. 後半は、*Die Gerichtsurkunden aus Italien bis zum Jahre 1150* (イタリアに伝わる一一五〇年までの裁判), in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung* 14, 1893, Anhang S. 1-255 である。これは、二冊ずつ、単行本として出版される。*Gerichtsurkunden der fränkischen Zeit*, 2 Abteilungen, Hermann Böhlau, Verlag Weimar 1891-1893 が、それである。前掲書 *Gerichtsurkunden der fränkischen Zeit* は、この二冊を合本にした復刻版である。Hübnerが予備作業を進めた、*Corpus Placitorum* の編纂・刊行は実現しないままに終わる。それ故に、Hübnerが作成した裁判文書目録は今日もなお西洋中世初期における裁判の研究にとって貴重な指針を与え続けている、価値ある作品なのである、と Werkmüller は述べている。<sup>(8)</sup>

## (二) 概要

Hübner は、Die Gerichtsurkunden aus Deutschland und Frankreich bis zum Jahre 1000 に、九五点の文献から六三九通（補遺として加えられた二五通を含む）の文書を収録している。それらの文書の中には、MGH 法律部第二篇『フランク王国勅令篇』<sup>9</sup>所収のものもあるが、Hübner は、勅令については、具体的な訴訟事件に関係するものだけを収録し、訴訟制度や訴訟に関係していても具体的な事件との繋がりのないものは収録していない、と特に断り書きをしている。<sup>10</sup>収録されているのは、カール大帝が、アギロルフィンガ家のバイエルン太公塔シロ三世（Tassilo III.）を、彼が七三六年に犯した「軍隊離脱罪」（*herisiz*）を理由にバイエルン太公の地位を奪い、死刑を宣告した後に恩赦し、永久の修道院拘禁に処した事件等<sup>11</sup>である。MGH 法律部第五篇『メロヴィング、カロリング時代法律文例篇』<sup>12</sup>から一一七通の文書を収録しているが、そうしたものは、それらが実際の訴訟事件の残り物であるからだ、とやはり特別に断り書きをしている。<sup>13</sup>

Die Gerichtsurkunden aus Italien bis zum Jahre 1150 には、一四四点の文献から一〇六四通（補遺として加えられた一通を含む）の文書が収録されている。

イタリアに伝わる裁判文書に関係して、新たに、Caesare Manaresi, *I Practica de Regno Italiae*, vol. I-6, Roma 1955-1960 が公刊されている。この資料集によって、Hübner の目録に収録されていないおよそ一六〇通の裁判文書の存在が明らかにされた。<sup>14</sup>

### 三 裁判のかたち

#### (一) 裁判文書の概要

Hübnerが目録化している裁判文書の大多数が伝えているのは訴訟経過であり、法廷で審理された主要な点が報告されている。審理の場に出されていない事柄はこの報告には含まれていない。

訴訟が行われているのは、国王裁判の場や国王使者 (missus dominicus)、伯 (Graf)<sup>15</sup>、大司教、司教、修道院長の裁判の場においてである。

裁判の場には共に裁判を行う審判人 (Schöffen)<sup>16</sup> がいて、裁判文書には審判人たちの名前がしばしば書き留められている。フランク時代の裁判制度は、通常、一審制であった。

裁判事例で、数が一番多いのは不動産をめぐる裁判である。その理由が、土地をめぐる紛争が実際に群を抜いて多かったということなのか、それとも、裁判文書の残り方として、不動産をめぐる裁判に関係したウワクンデが各教会の文書庫で特別に注意深く保管されていたということなのかは分らない。

#### (二) 特徴的な裁判類型

##### (1) 不出廷裁判 (Versäumnisverfahren)

裁判文書は、フランク時代における訴訟経過の特徴的類型を伝えている。その一つが不出廷裁判、いわゆる欠席裁判である。不出廷裁判の通常のかたちは、一方当事者が法廷に出頭すると約束したにも拘らず、その約束を履行せず、出頭しない場合の裁判で、出廷約束不履行裁判とも言えるものである。



被告の召喚は、早くには、一方当事者である原告が単独で行い〔「*manutio*と呼ばれる方式」、後になって、裁判官が被告の出廷を命令するようになる〔「*bannitio*と呼ばれる方式」〕。被告が進んで出頭すると考えられる場合には、被告がそれによって法廷に出廷する（*placium adranire*）ことを約束する、両当事者の締結する訴訟契約（*Streitgedinge*）を、召喚に代えることができた。

目録番号三六が、出廷約束不履行裁判の一例を伝えている。当該の文書は、Chlodwig III.の六九三年五月五日付の*Placium*である。それによると、St. Denis修道院の大修道院長Chanoの代理人たちが別の修道院の大修道院長Ermenoaldを国王裁判所に告訴している。裁判経過の要旨は、以下である。

両当事者は、ある債務保証をめぐって彼等の間に生じた争いに、被告Ermenoaldが被告を含む四人で司教の面前で行う、「被告は債務保証を引き受けてはいない」という宣誓によって決着をつけるか、あるいは、国王裁判所で訴訟を行うことで決着をつけるということ、教会裁判所において、パリの司教Siegfriedの面前で合意した。被告は、約束した宣誓を行うために司教の面前に出頭して来なかったため、原告Chanoの代理人たちは国王裁判所で被告が出廷してくるのを待った。三日間という待つべき期限が満了したにも拘らず、弁明のために使いの者を送ることもしないまま、被告は出廷しなかった。かくして、「汝らの地方の法がこの種の争いにつき定めている（*Lex loci vestri de tale causa edocuit*）」賠償金を被告は支払うべし、という判決を、国王は下した。

「ある債務保証」めぐる上記の争いが裁判沙汰になるまでの経過は、以下である。

Ansebercho 司教なる人物が千五百リブラの油と百モディウスの上等のブドウ酒を (pro olio multi quinentas libras et vino bono mod (tos) cento)、文書からは知ることができない理由から、原告に引き渡すことを約束した。その際、被告は *vadium* を原告に手渡し (commentassit)、Ansebercho 司教のこの約束の債務保証人となった。ところが、Ansebercho 司教は、これも文書からは知ることができない理由から、約束を履行しなかった。そこで、原告は、被告に対して債務保証人としての責任を果たすよう求めたが、被告は、Ansebercho 司教の約束についてその債務保証人となったことを認めなかった。

*vadium* (*wadium, wadium, vadum*) とは、*‘ももも’*とは、契約あるいは法律に基づいて債務のかた (Pfand) とし、て手渡される細長い棒 (Stab) あるいは小枝 (*festuca* = Halm) 等のシンボル (象徴物) を意味していたが、最終的には、シンボル (象徴物) が債務者から債権者に、債権者から債務保証人に、そして債務保証人から再び債務者に手渡される行為を意味するようになった。それぞれの契約はこの行為によって「厳粛な保証 (eine feierliche Bekräftigung)」を与えられた。それというのもシンボル (象徴物) は誠実の担保とみなされたからである。<sup>18)</sup>

## (2) 召喚不服従裁判 (Ungehorsamsverfahren)

出廷約束不履行裁判を普通のかたちとしていた不出廷裁判の中に、九世紀末以降、召喚不服従裁判という新しいかたちで作られていく。出廷約束の反故ではなくて、一方当事者がそもそも召喚に応じないことを原因とする裁判のことである。目録番号八一九は、イタリアに伝来している八九七年三月四日の文書の要旨を次のように紹介している。

宮中伯 Amedeus、<sup>19)</sup> 辺境伯 Adelbertus、<sup>20)</sup> 皇帝 Lambert の使者たち、<sup>21)</sup> Parma、Sienna、Luna、Florenz の各司教、<sup>22)</sup> 辺境伯の四人のヴァサルたち (vasalli・家士)、<sup>23)</sup> 都市のヴィケコメス (vicecomes)、<sup>24)</sup> 二人の都市の審判人 (scabini) 等が構成する法廷で、<sup>25)</sup> Lucca の司教 Petrus とそのフォークト (advocatus) Teupertus は、<sup>26)</sup> 司教の教会の土地をめぐる六二人の者たちを訴えた。被告たちは、三回に亘り召喚されたが出廷しなかった。裁判の主宰者たちは、使いを送り、被告たちをもう一度召喚した。しかし、<sup>27)</sup> またもや、被告たちの所在が分らなかったため、不出廷裁判が開始される。裁判の主宰者たちは、原告に対して棒により (per fustem) 当該土地の移転 (Investitur) を行った。但し、<sup>28)</sup> その際、被告たちが当該土地について原告に優る権利を有している場合には、<sup>29)</sup> salva querimonia、すなわち被告たちは出訴して異議を申し立てることができるといふ留保が付けられた。

棒を象徴物とし、その象徴物を原告に手渡すことで、裁判手続のレベルにおける土地所有の移転という行為が行われているが、しかし、一方で、<sup>30)</sup> 召喚に応じなかった被告たちには、この移転に対して異議申立てができるという留保が付けられているので、この判決は一種の中間判決ではない。

この文書は、<sup>31)</sup> 宮中伯 Amedeus、<sup>32)</sup> 辺境伯 Adelbertus が被告たちに対する bannum domini Imperitoris (国王罰金) の発動を命じたことを伝えている。召喚という国王命令に従わなかったことの制裁として、<sup>33)</sup> 被告たちに対して罰金違反金を科すということであろう。

### (3) 仮装裁判 (Scheinprozess)

フランク時代における訴訟経過のもう一つの特徴的类型は、<sup>34)</sup> 仮装裁判 (Scheinprozess) である。両当事者間に実際に

は紛争がないのに、恰もそれがあるかの如く装い行われる裁判のことである。仮装裁判の目的は、主として、原告の権利を判決のかたちで確認させ、その判決を文書にし、そしてこの文書を原告に入手させることである。文書の中では、国王文書が最高の価値を持つ。両当事者が示し合わせて始める裁判であるから、当事者の不出廷というような問題はここでは発生しない。目録番号三七の対象文書は、仮装裁判の一例を次のように伝えている。

六九二年一月一日、<sup>(22)</sup> St. Denis 修道院 (basilica) の大修道院長 Chaino は、Lusarca [= Luzarches] で開かれた国王 Chlodwech III. の法廷で、<sup>(23)</sup> 「寄進」文書 (strumentum) とブレカーリア文書 (precaria) <sup>(24)</sup> を引き合ひに出し、修道女である高貴な女性 Angantrude 等に、<sup>(25)</sup> 彼女等が修道院にヴィラ (villa) Noctum [= Noisy-sur-Oise] を寄進し、そしてその上でそのヴィラを beneficium として修道院から再び受け取った、とらうことを告白〔＝認め〕させた (Sed ipsa Angantrudis in presenti tal (ter) fuit professa, quod……) 「だが同 Angantrude は、かくして、……を直ちに自白した〔＝認めた〕」。法廷に列座していた宮中伯 Marso は、万事全く間違いはない、ということを経王に伝えた。<sup>(26)</sup> 国王は、宮中伯のこの報告を聞いた後、有力な者たち (proceres) と共に判決を下し、「寄進」文書やブレカーリア文書によって吟味された如く、また Angantrude 等によって表明された如く、先の大修道院長 Chaino と彼の St. Denis 修道院は……当該ヴィラ Noctum につき、獲得物の全てあるいはヴィラに属するもの全てを永久に取得すべきものとする」<sup>(27)</sup> と命じる (…… iobemmus ut memoratus Chaino abba vel pars basilice sui s(an)c(l)i Dionisii ipsa villa Noctio una cum omnem merreto vel integrali sua, inspecta ipsa strumenta, sicut p(er) ipsas declaratur, …… omne tempore habiant evindegatas)。

この判決は、国王を主語とする文型で文書にされ、国王の印璽が押印され、原告に手交される。<sup>26)</sup>

(三) 一般的なかたち—弁論そして判決—

(1) 裁判目録中の最多の事例の範例

弁論 (*streitige Verhandlung*) を経て判決が下される裁判には多様なかたちがあるが、*Werkmüller* は、裁判目録の中で最も多く見られる裁判経過の要点を以下のように整理している。<sup>27)</sup>

両当事者が出廷する。原告は、例えば、被告が原告の土地を不法に自分の物にした (*malto ordine possidere*) とか、力づくで侵入して (*invasio*) 略奪したと陳述する。そして、自分の権利を証明するウワクンデを提出する。被告は、法に従った方式によって答弁することが義務づけられる。被告は、不法に原告の土地を自分の物にした、という原告の主張を争う。そして、被告もウワクンデを引き合いに出し、それを提出すると約束する。その後、被告は次回裁判日に被告の持つウワクンデを提出すべきものとする、という判決が下される。被告は、そうすることを誓約する。被告は、次回裁判期日に出廷するが、しかし、ウワクンデを所有していないことを認める。かくして、その結果、被告が反対証明をできないことが明らかになった (*Sed exinde iactivus apparuit*)。その後、被告は土地を直ちに原告に戻すべきである、という第二の判決が下される。そして、被告は、法と誠実の下、*wadium* を手渡すことによって土地を戻すことを行った (*per wadium cum lege et fide facta*)。このことについて、原告のために、ウワクンデが手交される。

目録番号三〇九にその摘要を見ることができ法律文例<sup>(28)</sup>(八一七—八四〇年)が、この整理に重なる事例を伝えている。以下は、その要旨である。法律文例は、文書作成のための雛形であるため、人名等がいわば「空欄」扱いである。そこで、本稿では、その「空欄」を、原告、被告、某等適当な用語で埋めることにしたい。

ある司教のフォークトは、被告が教会の隷属民たちを不法、不当に奪い取った(……post se malo ordine reteneret et indubie……)と訴えた。被告は、この隷属民たちは国王裁判所において宮中伯の面前で司教に勝訴し獲得した者たちである、と主張した。判決は、被告がこの点について交付された裁判ウワクンデ(carta evindicata)を一定の日数の内に提出することを誓約する(atramisset)ように、というものであった。被告は、棒を手渡すことによって(per festuca)誓約をした。被告は、証明をすべき期限内にウワクンデを提出せず、したがって、反対証明ができなくなった。被告は法と誠実の下(cum lege et fide)wadumを手渡すことによって隷属民を原告に戻すべしという、国王使者たちと審判人たち(seabini)の判決が下された。その後、国王使者たちは、原告の要望により、ウワクンデ(notitia)を作成し、原告に手交した。

## (2) 二者択一判決(Zweizüngiges Urteil)<sup>(29)</sup>の範例

目録番号二十が対象にしている法律文例(七世紀)は、二者択一裁判の一例を次のように伝えている。<sup>(30)</sup>

原告がAngers市に来て、尊き人である(venerabilis vir)某大修道院長、その他多くの敬うべき人々(Boni homines)<sup>(31)</sup>の面前で、被告たちが某地域にある原告のブドウ畑を不法に(male ordine)奪い取った、と訴えた。被

告たちは、被告たちに同ブドウ畑を譲渡した、「名前が某である高貴な人を法に適った保証人<sup>32)</sup>として有していると答えた。それ故に、被告たちは、某なるその者を、某日、Angers市における「裁判に際して」、証言のために出廷させる義務を負うものとし、このことが行われない場合には、法定賠償金と共に、同ブドウ畑を原告に返還すべきものとする」と宣告された」(、Quia ipse illi et illi taliter in responso [dederunt], quod autore habebant legitimo nomen illo maiore, quia ipsa vinia ad eos dedissi, sic ab ipsis viris illi denonciarum, ut die illo Andecavis civitate ipso illo in autericio presentare deberit; se hoc non facebat, cum legis beneficio ipso illo de ipsa vinia revestire deberet.)。

目録番号二二に摘要のある法律文例(七世紀)は、この事件の続きを伝えている。<sup>33)</sup>

「かくして、原告は出廷し、夕方まで、法に従い、自ら、彼自身の裁判に出席するという義務を果たし、そして被告の欠席を確認した。確かに被告たちは出廷せず、自分たちが誓約したことを守ることができなかった。したがって、原告が、それ故に、このウワクンデ(notitia)を敬うべき人々(boni homines)の手から受け取らねばならぬのは、原告にとって余儀無いことであった。かくして、法が両当事者の間に指し示す全てのことを守ることがこの後義務づけられるよう、このことが行われた」(Sed veniens in eo placito illi de manum usque ad vesperum placitum suum legibus custodivit et solsadivit. Nam illi et illi ibidem fuerunt et hoc quod esponderunt nemine potuerunt adimplire. Propterea necessarium ipsius illo, ut hanc noticia manibus bonorum hominum exinde accipere deberit; quod ita et fecit, ut in postmodum, quicquid lex inter eos declarat, attendere debeat.)。

(3) 殺人 (*homicidium, mors*) に係る二者択一判決の範例

目録番号二一が対象にしている法律文例(七世紀)は、目録中に稀にしか見ることができない殺人の事例を次のように伝えている。<sup>34)</sup>

原告である兄弟が、Angers市で、高貴なる伯ヤラヒンブルゲン (*raciniburdus*)<sup>35)</sup>の面前で、被告が原告の親を殺害した、と訴えた。「被告はこの事について答弁することが求められた。被告はこの件につき完全に強く否定した。それ故に裁判集会は、先の兄弟が同意した後、被告に対して、次のような判決を下したことは明らかである。すなわち、被告は、被告が出廷した日から四十夜を経た三月一日に、<sup>36)</sup>近隣の者たちで被告と同輩の一二人の者たちと共に、すなわち自分を含めて二三人で、Angers市の司教座教会において、先の殺人については完全に否認するし、原告の親を殺害してはいない、また殺人が行われることについて知らなかったし、同意を与えることもしていない、と言誓をしなければならない。宣誓が出来たならば、被告は、生涯、当該事件から責任を免れ続ける。しかしながら、もし出来なければ、法が保証するだけ、原告に対して賠償するよう努めるものとする」(Interrogatum est sepe dicto illo, quid ad hec causa daret in responsis ; sed hoc ad integra fortiter denecabat. Sic iuxta apificantes sepe dictis germanus visum est ad ipsis personas decrevisse iudicio, ut quatuor in suum, quod eventit ipso Kalendas illas, apud homines 12, mano sua 13, vicinus circumstantis, sibi simmelus, in ecclesia seniore loci, in ipsa civitate hoc debiat coniturre, quod ad morte sepe dicto nunquam consentissit, nec eum occississet, nec consciens nec consentantius ad hoc faciendum nunquam fuissit. Sed hoc facere potest, diebus vite suae de ipsa causa securus permaneat ; sin autem non potuerit, in quantum lex pristat, hoc emendare stodeat.)<sup>37)</sup>



この裁判のその後を伝えている法律文例<sup>37)</sup>によれば、被告は定められた日に出廷し、次のように宣誓をすることで責を免れている。

「この聖所とここに安らい給える聖者たちの比類のない全きご加護にかけて。ある者とその兄弟は、私が彼らの親を殺したかあるいは殺すことを囑託した、と訴えたが、私は殺していないし、殺すことを囑託していない、また殺人について知らなかったし、同意を与えてもいないのであり、裁判集会が求め、法に従い進行する雪冤宣誓を除いて、私は当該事件について何等の義務を負うものではない」(Per hunc loco sancto et divina sanctorum patrocinia, qui hic requiescunt, unde mihi aliquid hominis illi et germanus suos illi repofaverunt, quod parente eorum illo quondam interficisse aut interficere rogasse, ipsum non occisi, nec occidere rogavi, nec consciens nec consentanius ad morte sua nunquam fui, nec illud de hac causa non rededibo nisi isto edonio sacramento, quem iudicatum habui, legibus transivi.)。

被告は雪冤宣誓<sup>38)</sup>に成功し、そのことを証明するウアクンデ (notitia) が被告に手交されている。

(四) 確認 (承認) を求める訴え (Feststellungsklage, Rekognitionsprozess)

目録番号一六四にその摘要がある裁判文書 (八〇二年) は、vicedominusであるGixianus等、さらにはDubunius等の敬うべき人々 (boni homines) から成る裁判集会 (iudicium) における被告の行為を以下のように伝えている。<sup>39)</sup>

「……〔欠落〕……私 Pinaudus……は、大修道院長 Anianus やさらに大修道院長の下にある修道士たちが、Caunes 地方の貴下等の所領の中にある、そして主君たる国王 Kar や国王 Ludwig が我等に贈与した、そして今は我等が住んでいることが明らかであるヴィラ Riselum をめぐり私を訴えた、貴下等に係る上記裁判集会において、私 Pinaudus と私の両親、すなわち Materindus と Fugentiusga が貴下等に対してプレカーリア証書 (precaria, precarium) を作成することによつて、同ヴィラにつき、毎年……〔欠落〕……そこで貴下等に、以後、収穫物の一部 (tasca) や十分の一税 (decima) を支払う義務を負うたこと……〔欠落があるので訳は略〕……を否認できない、ということ承認する。……〔欠落〕……さらに、貴下等に係る上記裁判集会において、私は、私 Pinaudus と私の両親 Materindus と Fugentius が貴下等に支払う義務を負うたかかる収穫物の一部、十分の一税を、我等は貴下等に対して〔支払うことを〕拒み、そして我等はこのことにより六年間先の物〔＝収穫物の一部、十分の一税〕を納めることをしなかつたこと、そして、その上、同ヴィラにつき貴下等から取り戻そうと欲し、また、同ヴィラにつき貴下等に対して損害を加えてしまい、そしてまた、貴下等の糧食のためではなく、同ヴィラを所有すること欲したことを承認する。また、同様に、私と先に名前の出た私の両親が、貴下等のベネフィキウム (beneficium) としてそして我等が貴下等に対して作成した貴下等の〔持つ〕プレカーリア証書により同ヴィラをかつて所有したということ、私 Pinaudus は承認する、そして、我等がしたことについて、貴下等に係る上記裁判集会において、誠実に、私は承認する。フランク人の王、ランゴバルド人の王である、我等が主君皇帝 CHILPERIC の治世下三四年、五月五日に承認 (recognitio) が与えられた」。

この裁判文書から、次のことが分かる。第一に、Caunes 修道院の大修道院長 Anianus 等が、ヴィラ Riselum をめぐり

Prinardusなる者を訴えていること。第二に、このヴィラは、被告Prinardusとその両親が国王Karlや国王Ludwigから贈与されたもので、元々は彼らの所有物であったこと。第三に、被告Prinardus等は、元々は彼らの所有物であったこのヴィラをCaues修道院に寄進し、そして借り戻していること（「借り戻しのプレカーリア」）。第四に、被告Prinardus等は、借り戻す代償として収獲物の一部と十分の一税を納める義務を負担したこと。第五に、被告Prinardus等は一旦寄進した後に負担付で借り戻したヴィラを取り返すことを企てたこと、そしてまた、その企てとの関連であろうが、貢納義務を六年間履行していないこと。第六に、被告Prinardusが、法廷において、同ヴィラがCaues修道院から貸与された土地（beneficium）であること、また、被告Prinardusや彼の両親がプレカーリア証書を作成してCaues修道院に差し出しており、その証書に基づいて、被告Prinardus等が同ヴィラを所有していることを承認したこと。

以上のことから、この裁判文書は、「承認する」という用語にrecognoscereの現在形を宛てた、被告Prinardusを主語とする確認（承認）文書であることが明らかになる。では、原告の大修道院長Anianus等は、被告等によって不当に侵害された彼等の権利の確認（承認）を求めて訴えを起したのであろうか。Hübnerは、そう考えている。被告等が「不法に（*malò ordine*）」に所有地を奪ったので返還せよ、という内容の訴えを、原告の大修道院長Anianus等は起こしたのではなく、同ヴィラが原告等の所有地であることの確認（承認）と貢租を受け取る権利の確認（承認）を被告に求めて、原告等は裁判を起こした、と考えているのである。<sup>⑩</sup>

しかし、本文書には、原告側の請求内容は書かれていない。したがって、本稿では、Hübnerが本文書の事例を「確認（承認）を求める訴え」だと考えていること、WerkmüllerとHübnerのこの判断を否定はしていない、という点を確認するに止めておきたい。

## 四 訴えの正当性についての理由づけ

## (一) 消極的理由づけ

消極的理由づけと私がここで言うのは、三(三)(1)で言及した目録番号三〇九の対象文書である法律文例(八一七—八四〇年)の中の、「不法、不当に奪い取った(……post se malo ordine reteneret et indebitie)」という表現に見ることができような、被告が不法、不当な行為をした、という、被告を非難する簡潔な表現だけが訴えの正当性の根拠づけにされている場合のことを考えている。<sup>(41)</sup>「不正且つ不法に(iniuste & malum ordine)」被告たちが不正に所有している(iniuste tenebant)」という表現の仕方も認めることができる。<sup>(42)</sup>

## (二) 積極的理由づけ

積極的理由づけと私がここで言うのは、原告が、相続、贈与、譲渡等を主張することで、訴えの正当性を根拠づけている場合のことである。この事例では、三(三)(3)目録番号二二の対象文書(七世紀)である法律文例に記述されているように、原告が根拠を裏付ける関連ウワクンデを法廷に提出するのが普通である。<sup>(43)</sup>

## (三) 非悪意宣誓(Voreid)

世良晃志郎が予備宣誓という訳語を宛てている、そして本稿では非悪意宣誓と仮訳するVoreid(widereid, wedredus, wederedus, videredum)も、積極的理由づけの一つであると言ったことができるように思われる。<sup>(44)</sup>非悪意宣誓とは、訴えが、「憎悪や気まぐれあるいは欲得」によるものではなく、「疑う十分な根拠」があつたものであることを宣誓すること

である。<sup>(45)</sup>

目録番号三六九、三七〇 a・b、三七九の対象文書がその例を伝えている、<sup>(46)</sup>とされている。以下は、それらの文書から得られる情報の要旨である。

〔目録番号三六九の対象文書（八六七年）の要旨〕 Isaac 司教、Odo 伯、Hildebaldus 大修道院長、国王使者たちが、審判人（*scabini*）やその他多くの人々と共に座す公の裁判集会（*malus publicus*）に、Isaac 司教のフォークトである Alcaudus が来て、Hildebernus なる名前の或る者を訴えて（*mallant*）、同 Hildebernus と、そして彼の下にいる不自由人たちと自由人たちとが（*sui serui, & sui franci*）<sup>1</sup> Bruiciensis の向う側や Gediaciensi<sup>2</sup>、<sup>3</sup> Suciaciensi において、聖 Benignus〔修道院〕の土地や森に入り、そして Hildebernus が命じて、不法に（*malo ordine*）、<sup>4</sup> 聖 Benignus〔修道院〕に属するオークの木を伐採し、そして切り倒した、と陳述した。また、〔原告の Alcaudus は〕このような証人たちがいる、と陳述した。審判人たち（*scabini*）の判決に基づいて〔原告たる Alcaudus の証人である〕 Vualdricus は、四十夜後、次回裁判期日に、同国王使者たちが Vscarense と Alcoeris で開催する裁判集会の場で、同 Alcaudus が彼の証人たちと共に、Hildebernus に対して証明を行う、と誓約した<sup>5</sup>（& dixit quod tales testes haberet, & per iudicium Escabineorum Vualdricus, arrannuit post XL. noctes in proximo Mallo, quod in Vscarense, & in Alcoeris ipsi missi tenent, ipse Alcaudus, cum sua testimonia Hildeberno adprobare faciat.）。

本文書において、司教 Isaac は裁判の主催者の一人であると共に、彼自身のフォークトを代理に立てて訴えを起こした原告でもある。このような例は他の裁判文書にも見ることができ、この時代、裁判主宰者の忌避等が問題になっていな

いことが分かる。

〔目録番号三七〇aの対象文書(八六八年)の要旨〕Heldebernus〔前文書のHildebernus〕、Alcaudus、Isaac司教が公の裁判集会に出廷する。同Isaac司教、Odo伯〔前文書のOdoか〕、Hildebaldus大修道院長、Betrannus、国王使者たち、そしてその他多くの人々の面前で、AlcaudusがHeldebernusを訴え、そして同Heldebernusが、自らまた自由人や不自由人と共に、Bructaci〔前文書ではBruciensis〕地区(finis) Gibuacense〔前文書ではGediacensis〕、Saciacensiにおいて、聖Benignus〔修道院〕の森に入り、Heldebernusが命じて、不法に、オークの木をことごとく切り倒した、と陳述した。「しかしながら、同Heldebernusは、Alcaudusは正しくではなく、不正に自分を訴えた、とAlcaudusに反論した(傍線は訳者。以下同じ)。だが、Alcaudusは、Heldebernusたちが過日審判人たちの下した判決により訴訟のために出廷していたので、Heldebernusに対して、非悪意宣誓を(Vuidridum)行う義務を引き受けると表明した。そこで、同審判人たちは、同Heldebernusは四十夜の後、次回の裁判集会へAlcaudusに対して宣誓を行うか、あるいは、法が定めていることを行うかせよ」という判決を下した」(ipse autem Heldebernus respondit ei, quod non iuste, sed iniuste eum mallasset, Alcaudus vero contra eum Vuidridum stipulauit, vnde ante hos dies, per iudicium Scabiniurum ad respectum fuerunt. Tunc ipsi Scabinei decreuerunt iudicium, quod post XL. noctes, in proximo mallo, ipse Heldebernus contra Alcaudum iurasset, aut quod lex est fecisset.)。

〔目録番号三七〇bの対象文書(八六八年)の要旨〕法定の四十夜が過ぎた後、Cugaraoneでの、前回裁判期日に

続く裁判集会において、同 Alcaudus は、Isaac 司教、Odonis〔＝最初の文書の Odo か〕伯の面前に来て、そこで、Heldebernus を法に従い訴えた (secundum legem clamavit)。「しかしながら、Heldebernus はそこに居なかったので、Alcaudus は非悪意宣誓 (Vitridum) を行った：しかし、Heldebernus はそこに来ず、法に適った欠席の届を提出することせず、出廷不履行が万事において明らかになったので、そこで、審判人たちは、Alcaudus がこの不出廷確認ウアクンデを受領する、と判決した。そして、以下の人々の出席のもと、そのことが行われた」(Cum vero Heldebernus ibi non esset, Alcaudus Vitridum iuravit: sed quia Heldebernus ibi non venit, nec suam Adoniam denunciavit, in omnibus Getinius apparuit, tunc indicauerunt ipsi Scabinei, vt Alcaudus hanc noticiam Geist cartae acciperet, quod & fecit his praesentibus.)<sup>(9)</sup>

〔目録番号三七九の対象文書 (八七〇年) の要旨〕 Alcaudus が来て、Curtanonus と呼ばれているヴィイラでの公の裁判集会の場で、Isaac 司教、Odonis〔＝最初の文書の Odo か〕伯、Bertrannus、国王使者たち、そしてその他多くの人々の面前で Heldebernus を訴えた。「しかしながら同 Heldebernus は、国王使者たちの前に立ち何一つ確かなことをしようとは望まず、それ故に同オークの森や同土地を手放さなかった。やがて、先の審判人たちによって、Heldebernus は、彼が(こ)どく切り倒したオークの木について損害賠償を支払い、そして wadium を手渡すことにより義務の履行を約束し且つ先の土地を法に従い返還するものとする」という判決が下され、そしてそのことが行われた。さらに、同 Heldebernus は、同土地について、Renuldense 地区 (finis) に来て、そして、Cernana を起点にしてヴィイラ Revuldicum に達する公道から、同ヴィイラのすぐ近くの、Rinhus 川が流れ込んでいる谷までを、また、上方から、同地区に含まれる限りでの森までを、草と土塊により、フォークとである先の Alcaudus に、すなわ

ち聖Benignus〔修道院〕に戻した。このことは次の人々の出席の下に行われた」(ipse vero Hildebernus, ante praedictos missos stans, nulla cetra valebat dicere, cur ipsos casno sine terram ipsam refinere; tunc iudicatum est a supradictis Scabineis, vt de ipsis casuis, quos mortificauit, legem faceret & renuadiaret, seu supradictam terram legaliter redderet, quod & fecit. Denique, idem Hildebernus, super ipsam terram venit in fine Renwaldense, & a publica via quae vadit de Cernana ad Renwaldicum villam, vsque ad vallem iuxta illam villam vbi Riutulus decurrit, & desursum vsque ad siluam, quantum ipsa finis continet, supradicto Alcaudo Aduocato, per herbam & cespitem, ad partem sancti Benigni reddidit vnestitum, fecit his praesentibus.)。

上記の文書の中の〔目録番号三六九の対象文書(八六七年)〕によると、原告は、不法に(malo ordine)という表現だけを使い、被告を訴えている。それに対して、〔目録番号三七〇aの対象文書(八六八年)〕によると、被告は、原告の訴えは不正であると反論している。そこで、原告は、被告に対して非悪意宣誓(本文の用語ではVuidridus)を行う用意があるという申し出をする。これが、本稿が、非悪意宣誓を、訴えの正当性の根拠づけに関連させて位置づけた理由である。ただ、以上言及した、目録番号三六九、三七〇a・b、三七九の対象文書はそれぞれの作成年を異にしているし、また記述内容の繋がりも疑問の余地のない程に明確であるとは言えないことを断っておきたい。

他にVoreidの事例として、Lex Ribuaria<sup>(41)</sup>とLex Saxonumの法文が指摘されている。Lex Saxonumの該当法文は以下である

「宣誓によって他人の財産を狡猾に奪おうと欲する者は、同一地方の二人ないし三人の信頼するに足る証人を以て、



責めあるとの判決が下される。証人がより多ければ、さらにより「(Qui alteri dolose per sacramentum res proprias tollere vult, duobus aut tribus de eadem provincia idoneis testibus vincatur, et si plures fuerint, melius est.)」。

この法文には *Voreid* を直接に指し示す用語は存在していないが、原告がその訴えの正当性を証人と共に宣誓することで、出廷した被告が宣誓を行いその責めを免れることを予め封ずるができる *Voreid* 手続を定めたものであると解釈されているようである。<sup>(8)</sup>

## 五 被告の対応

### (一) 認諾の事例の範例

仮装裁判 (*Schneiprozess*) の場合、事柄の性格上、被告は、反論をすることなく、即座に訴えの通りであることを認めている。しかし、仮装裁判の場合以外で、このような事例に出会うことは稀であるし、仮にそう思える事例であっても、留保を付け慎重に判断することが必要であろう。目録番号七三の対象文書は法律文例(八世紀半ば)<sup>(9)</sup> であるが、この文書によれば、

畑地を不法に (*male ordine*) 手放さないでいる、と訴えられた被告に対して、「ヴィカリウス (*vicarius*)<sup>(10)</sup> や敬うべき人々 (*boni homines*) によって、訴えに対して反論をするか、それともそのことは全くもって真実であるとし

て反論をしないかの尋問が行われたが、被告は、同畑地について適法に入手しているのか、あるいは、今から入手すべきものであるのかを直ぐに答えることができなかった。しかしながら、「これで」、被告が「訴えの通りである」と直ぐに自白した〔「認めた」ことは明白になった〕(Interrogatum fuit ab ipsis viris, quid contra hoc dicere vellebat, si sic erat veritas, an non; sed ipse ille in presente nullatenus potebat respondere dare, per quem sibi de ipso campo legibus sacre aut inantea sacre deberet; sed ipse in presente professus apparuit.)。

この文書に対する私の訳は、尋問に答えない被告の行為は原告の訴えの内容を認める、被告の黙示の意思表示という意味での沈黙である、という理解を前提にしている。しかし、この文書は裁判経過の全てを伝えているとは限らない。被告はその後何らかの反論をし、そして、最終的に訴えの通りであると認めたのかもしれない。<sup>53)</sup> いずれにせよ、被告は、法に従い (secundum legem)、三十ソリドゥスの賠償に加え、wadumを手渡すことによつて原告に畑地を移転 (revestisset - revestire) せしめ、と判決されている。

## (二) 単純否認

不法に所有しているという訴えに対して、「私は、不法にはなく、正しく、適法に所有している」(non malo ordine, sed iuste et legaliter possideo) と反論する場合のように、訴えを一言で否認している事例がある。<sup>54)</sup> 目録番号四八八の対象文書(九一八年)<sup>55)</sup>によると、司教WalloのフォークトAbbaは、Cadioとその相続人がヴィラCanaviasを不正に (injuste) 所有している、と辺境伯Richardus等の面前で訴えている。それに対して、被告等は、「原告等により指摘された同財産を正しく適法に取得した」(quod ipsas res, pro quibus appellabatur, iuste et legaliter possidebat) と云ふ

言い方で、訴えを否認している。

目録番号五〇六の対象文書(九三四年)<sup>(86)</sup>では、Adalgrimus等三人の兄弟が、修道士Nivariusを、彼がBenjaminなる人物に不正に(injuste) Vilaroの地のマンヌ(mansus) 贈与した、という理由でヴィカリウスであるAmeliusの面前で訴えている。それに対して、「Nivariusは、適法に行つた」と答えた」(Respondebat Nivarius quod bene ordine faciebat.)。

この事件の場合、「その後、彼等三人の兄弟は、NigariusとBenjaminに対して不法に訴えを起こしたことを認めた」(Ibi se recognoverunt tres fratres illi quod malo ordine Nigario et Benjamin contrapelabant.)。

なお、目録番号五〇六の対象文書に出てくる被告の名前の表記が統一されていないが、同一人物であると理解して紹介をし、また翻訳をしている。

### (三) 理由を付けた否認

Hübnerは、土地をめぐる紛争において、どの土地が問題にされているのが不明だという理由で、被告が原告の訴えをまず否認している事例が多いこと、またその場合、「言われている場所が分らない(nescio de quo dieis)」というのが、原告に対する被告の典型的な反論の仕方であることを紹介している。このような事例では、被告の申立てによつて、あるいは裁判所の判断で現地調査のための手続きが執られる<sup>(87)</sup>。

被告が、自分の権利を主張して否認することができることは言うまでもない。その場合、その権利を証明する文書が法廷に提出されるのが普通である。譲渡や貸借、売買等を証明する文書である。相続が権利の根拠として持ち出される場合も多い。Hübnerは、一例として、次の、リブアリア法典第五章第八法文を挙げている<sup>(88)</sup>。

「誰かが裁判所に訴へられたる場合證書を手中に有したるときは、彼に対し何等の不法占有又は侵害も穿鑿せらるべからず。蓋し彼は訴へられて問杖 (Fragenstab) に対して (又は依りて) 答へる場合には、儀式的答辯請求 (tangan) なしに語るべく、又、『不法にならずして、證書によりて予はこれを占有す』と言ふべければなり」。

被告が、前権利者を引き合いに出して、例えばその前権利者から買い受けたとか、借り受けた等と主張するような場合には、その前権利者と共に裁判に臨まなければならなかった。具体例は、既に三(三)(2)「二者択一判決」で示している。こうした前権利者は、文書の中で *actor* と呼ばれている。本稿では「保証人」(*Gewährleister*)<sup>30)</sup> と訳した。次の目録番号三五九の対象文書(八六二年)も、保証人が登場する事例である。

Unafredus 伯の使者 *Isenbertus*、同じく *Adaultus* 「そして、訴えに判決を下し、法に従い決着をつけることを命じられてゐる審判人 (*judices qui jusi sunt causas dirimere & legibus diffinire, id est Adefonsus……*)、すなわち *Adefonsus*、*Ermentfredus*、*Teudfredus*、*Teuriscus*、*Adroanus*、*Beco*、*Medenco*、*Fortes*、*Senheresus* や臨席せる審判人 (*judices*) *Hictore*、*Albarico*、*Salamon*、*Eliane*、*Fridirico*、*Asefredo*、*Ranuniro*、*Emnecone*、*Adimiro*、*Albaro*、*Gudino*、*Gomesindo*、*Adilane*」あるいは、彼らと共にさうに座す他の多くの敬うべき人々 (*boni homines*) から成る、*Narbonne* での公の裁判集会において、*Carcassone* にある聖ヨハネス修道院修道会の大修道院長 *Richimirus* の代理人 (*mandatarus*) *Richimirus* が、*Petrus* とその妻 *Vuarnerudes* が修道院に譲渡した、*Narbonne* にあるヴィラ *Stacianum* を、「この *Savigliudus* なる者が力づくで不法、不正に奪い取り、そしてこの二年間に亘り不正にそのヴィラの収穫物の取り入れを行った」(*Iste Savigliudus hoc invasit de illorum potestate malum ordine*

injuste infra istos duos annos & exblatavit hoc injuste) と訴えた。「伯の使者たる我等そして審判人たちは、Savigildus に対しつゝ、「この訴えのかかる事柄に関して如何なる返答をするか」と問うた」(Nos missus & iudices, interrocavinus Savigildo: 《Qui respondis ad hec de hac causa ?》)。Savigildus は、「尋問に対して、そのヴィイラを「私は不法にも不正にも所有してはいない、何故ならば、私はこの点に関して買入れウワクンデと、それに、法に適ったウワクンデを作成し、同財産を私に譲渡した Petrus という名前の保証人とを有しているからである」(…… ego hoc retineo, set non malum ordine nec injuste, quia ego exinde scripturnam emcionis abeo & autorem nomine Petrone, qui ipsas res mihi in legibus autoricare debet.)」。

被告の保証人の Petrus は、原告の側が名前を挙げた Petrus と同一人物である。被告は、十五日後に開催される次回開廷日に買入れウワクンデを提出すると共に、保証人である Petrus 夫妻を出廷させるべしとの判決を下される。保証人である Petrus は出廷し、被告に問題のヴィイラを売却する以前に、それを原告に譲渡していたことを認めた。そして、被告も保証人も原告へのこの譲渡が有効であることを認めた。被告は、Lex Cotorum, in libro v, titulo III, era VIII に基づいてその責めを負わされてゐる。Lex Cotorum とは、Lex Wisigothorum のことである。

長期間に亘って所有していることを否認の理由にしている事例も多い。目録番号四五二の対象文書(八八八―八九八年)がその一例である。<sup>(61)</sup>

Raculfus 伯が、Berolt´ Rainolt´ Adalart とつう名の人々と共に、あるいはその他審判人 (scannineis)<sup>(62)</sup>  
Matscensibus´ Eldevert´ Sievert´ Rohmant´ Rathbert´ Celest´ Rotlan´ Warnerio´ Maisedo´ Artulfo´ Odehono´

Ardrado<sup>1</sup> Laidredo<sup>2</sup> Sichoerio<sup>3</sup> Guidone<sup>4</sup> Grimo<sup>5</sup> と共に、そして他の多くの人々共に公の裁判集会に座している時、Sievrt<sup>6</sup>と云う名の者と聖Laurentius 教会のフォークであるWido<sup>7</sup>が来て、Walcaudus<sup>8</sup>と云う名の者を訴え、Walcaudus<sup>9</sup>がヴィラ Boscido<sup>10</sup>にある畑地付ブドウ畑を引き渡すことを不法に拒絶している (recontentis malo ordine) と申し立てた。「さて、同Walcaudus はかくして直ちに出廷し、その反論において、自分自身と自分への贈与者とで「合わせて」、〔その間〕聖Laurentius 教会とその指導者たちが何かある物を獲得するということなしに、三十年以上に亘り〔当該畑地付ブドウ畑を〕適法に所有していると申し立てた。さて、同審判人たちは、審判人尋問に基づいて、Walcaudus の〔従う〕法が定めている如く、自分自身と自分への贈与者とで「合わせて」三十年以上に亘り適法に所有していたことを宣誓すべしとの判決を下した。Walcaudus は、そうすることを、宣誓を行って誓約した。Bernart<sup>11</sup>もかくしてそのように宣誓することを誓約した」(……, tunc ipse Walcaudus in presente stabat taliter, in suo responso dixit quod per se et suos donatores per triginta annos et amplius legitibus vestiti fuerunt absque ulla partitione Sancti Laurentii vel suos rectores. Tunc ipsi scamini per inquisitum iudicium decreverunt quod juret, cum sua lex est, quod per se et suos donatores per XXX annos et amplius legitibus vestiti fuissent, et promisit per fidem factam ; Bernart jurare promisit quia taliter.)<sup>12</sup>

Hübner は、訳文の最後に出てくるBernartをWalcaudusの保証人であると考えている<sup>13</sup>。被告Walcaudusにヴィラを贈与した当の本人であるBernartも出廷していた、ということなのであろう。

## 六 証明と裁判の終結

### (一) 証明

#### (1) 当事者による証明

これまでの記述のように、当事者が証明をする場合、ウワクンデ（証書）が提出されたり、保証人、証人が立てられている。また神判も行われている。

〔ウワクンデ〕 三(二)(3)に關係して挙げた目録番号三七の事例では、*strumentum*と*precaria*との二つのウワクンデが引き合いに出されている。前者の*strumentum-instrumentum*はウワクンデ一般に使われる用語であるが、ここでは、内容から判断して寄進文書である。後者の*precaria-precarium*も幾つかの意味を持つが、ここでは、プレカーリア文書である。寄進文書が提出されている事例は目録番号三九の対象文書（六九五五年）等多く見られる。プレカーリア文書が提出されている事例は、例えば目録番号五八の対象文書（七二〇年）である。

売買関係文書も目録番号五六の対象文書（七二一年）等多くの事例で引き合いに出されている。交換文書も、目録番号三二六の対象文書（八四八年）等に認められる。

目録番号六三の対象文書（七五〇年以前）<sup>(64)</sup>では、*St. Denis* 修道院の大修道院長 *Fulradus* が、*Crux* と呼ばれている小聖堂 (*oratorium*) の帰属をめぐる *Mariatum* 修道院の大修道院長 *Hormungus* を宮宰 *Pippin* の面前で訴えているが、この場で、両当事者は国王ウワクンデを証明のために提出している。原告が提出したのは、*Childebertus*（＝ネウストリア王 *Childebert III.*、在位六九五—七二一年）、*Chlothacharius*（＝*Chlotar II.*、五八四—六一三年ネウストリア王、六一三—六二九年全フランク国王）の国王文書 (*praecepto*) であり、被告が提出したのは国王 *Chlothacharius* の確認文

書 (confirmatio) である。

原告の大修道院長 Fulradus は、加えて、St. Denis 修道院の大修道院長 Chilandus が国王 Dagobertus から受領した裁判ウワクンデ (iudicium evindicatum) を同時に提出している。この裁判ウワクンデを、大修道院長 Chilandus がどのような経緯で取得したのかは分らない。裁判ウワクンデについては、三(三)1で引用した目録番号三〇九(八一七―八四〇年)の対象文書にも、carta evindicata という用語で、それを認めることができる。

裁判ウワクンデ、国王ウワクンデは目録番号七九の対象文書(七五三年)<sup>66</sup>にも登場する。そこでは、St. Denis 修道院の大修道院長 Fulradus が、St. Denis の祝祭に関係してパリ市で同修道院の持つ市場税 (telloneus) 徴収権を侵害したとして、Gairehard 伯をフランク国王 Pippin (在位七五―七六八年) の下に訴えている。その際、大修道院長 Fulradus は、Pippin に先立つ国王たちから与えられた *praeceptio*、*confirmatio*、Childebert III. から与えられた *iudicium evindicatum* を提出してこそ。

裁判ウワクンデ等に加え、教皇ウワクンデが登場するのは目録番号四八七の対象文書(九一八年)である。<sup>67</sup>この文書には、Toulouse 司教 Aridemandus を含め、少なくとも三九人から構成された裁判集会の様子が記録されている。司教を除く三八人の内訳は、Toulouse 伯であり辺境伯 (marchio) でもある Raymundus の使者 (missus) で且つフォークトの、ヴェイカリウス Bernardus、Donadus 等三人の修道士たち、Adalbertus 等五人のローマ人審判人たち (judices Romanorum)、Eudegaricus 等四人のゴート人審判人たち (judici Gothorum)、Oliba 等八人のサリー系フランク人の審判人たち (judices Salicorum)、Autario 等一七人、そして名前の記載されていないその他の敬うべき人々 (boni homines) である。

Autario 等一七人の最後の人名の書き方だけが、Salvardo sagione となっている。他一六人は、名前のみである。



Hübner は、Salvardo という名前の者と *sagio* とを切り離し、名前が記載されていない *sagio* の肩書きを持つ人物が別に居たと考えているようである。私は、以下、記載内容を紹介する本文書の最後に、「先に名前の挙げられた *sagio*」という記述が出てくるので、Salvardo が *sagio* の立場にあったと理解しておきたい。<sup>(8)</sup>

原告はヴィカリウス Bernardus のフオークトの Adalbertus であり、被告は Montolieu 市の洗者聖 Johannes 修道院の大修道院長 Arifonsus (de iste Arifonso, abbate S. Johannis Baptistae Casri Malastre) などのフオークトの Sonarius である。本文書の最後に明確になる点を先取りしてここで指摘しておく、原告 Adalbertus はヴィカリウス Bernardus のフオークトであるが、この Bernardus は、法廷の構成員たちの人名の冒頭に出てくる Bernardus と同一人物である。したがって、本裁判の真の原告はこの Bernardus ということになる。四(三)で引用した目録番号三七〇 a の事例とこの点では同じである。本文書が記録している紛争の内容、経過は、以下の通りである。

原告は、被告が *Elsau* とも呼ばれているヴィラ Fedosi (= Villa-Fedosi) を不正、不法 (*injuste et malum ordine*) に奪い、したがってまたその同ヴィラから受け取るべき勤務 (*servitius*) を受け取ることができない、と訴えている。被告 Sonarius は審判人たち (*judices*) の尋問に答えて、同ヴィラは不正、不法に奪ったものではなくて、「修道院の先任者たちが、適法に行われた買入れの諸ウワクンデや、Carcassonne 市において Olibane 伯やヴィケコメス *Fredario*、そしてその他の人々、そしてまた敬うべき人々の面前で宣告された諸々の判決命令により適法に同ヴィラを獲得したのである。そして、同修道会は、故 Ugbertus が国王 Odo 「在位八八八―八九六年」の面前で先に名前を出したヴィラに関連して獲得した、国王命令に基づく国王ウワクンデを所有しているし、*litere* (諸ウワクンデ) や *auctorias* (諸々の国王ウワクンデ) により「同ヴィラ」を所有しているのである。また同修道会は、故

Rainulfus 大修道院長が最も偉大な国王カールから獲得した他の国王ウワクンデを所有している。そして、私をフオークトに任じた、既に名前の挙げられた大修道院長Arifonsusはprivilegium(特権状)や、全教会の産みの母である使徒・聖Petrusの座にある教皇から与えられた、ローマからの、そして天国にいるJohannisからの諸々の教皇ウワクンデを所有している。このことの故に、先述のヴィラやヴィラの境界について何等義務を果たす必要はないし勤務を行う必要もなく、これ等全ては貧しき者たちの食物や修道士たちの賄いのために「用いることができるのである」(……sed legibus eum adquisierunt antecessores sui per scripturas entionis legalibus factus, & per iudiciis legibus ordinatis, qui fuerunt decreti in civitate Carcassona ante Olibane comite, & ante Fredario vicecomite, sive ante alius viris & bonis hominibus, & praeceptum habet ipsa congregatio ex regia auctoritate, quod adquisivit Ugbertus, qui fuit quondam, ante Odone rege, de jam dicto villare, & littera seu auctoritate habet ipsa congregatio vel alium praeceptum quod adquisivit Rainulfus abba, qui fuit condam, Carlo gloriosissimo rege, & privilegium iste jam dictus Arifonsus abba qui me mandatarium injunxit, & litteras dominicas de Romanam et de beato Johanne papa sedis apostolicæ sancti Petri, qui est mater omnium ecclesiarum, per quod nullum obsequium nec nullum servitium non debent facere de jam dicto villare nec de suum terminium; sed omnia haec in alimonia pauperum& in stipendia monachorum.)°

被告(「フオークトSontarius」)のこうした主張を聞いた司教たちは判決を宣告して(……decreverunt iudicium)、「フオークトSontariusに対して、Sontariusが申し立てた諸ウワクンデ(scripturae)や教皇の諸ウワクンデを申し立ての如く提出する」こと、すなわち定められた裁判集会においてそれらを提出する」ことを命じた」( & ordinarerunt Sontario

mandatarium, ut aramiret suas scripturas & litteras dominicas, quod ille ibidem postulavit, sicut & fecit, & aramivit eas ad placitum constitutum)。被告の大修道院長 Arifonsus およびフォークト Sorianus は、判決に従い、諸ウワクンデを持って出廷し、それ等諸ウワクンデの故に、先に名前の出たヴィラが先の神の館〔＝洗者聖 Johannis 修道院〕の、そしてまた先の同修道会の正当な所有地 (alodes legitimum) であるべきである、その諸ウワクンデを提出した。そして、以下のことがこれに続く。

「しかし、それに対して、司教たる余と先に名前の挙げられた審判人たちは、かく真実の事柄を、そしてかく諸々の国王ウワクンデの定めるところを共に調査し吟味し、Raymundus 伯の使者で先に名前の出たヴィカリウス Bernardus の代理人 Adalbertus に対して、もし Adalbertus が諸ウワクンデやあるいは証人たちあるいは何らかの真の裁判ウワクンデを所有することができているならば、同ヴィラは先に名前の出た尊ぶべき館の所有地であるというよりは、贈与に基づくあるいは先の Raymundus の同意に基づく、Adalbertus の主人 Bernardus のベネフィキウム (beneficium) であるべきだ、という証明をすることができ、かと問うた」(Rursum ver nos episcopus & iudices superius nominati, cum audissemus & vidissemus talem rei veritatis & tale legum auctoritatis, interrogavimus Adalberto, mandatario de jam dicto Bernardo vicario, nisso Raymundo comite, si poterat habere scripturas aut testes aut ullum iudicium veritatis, ut possit approbare, quod beneficium debet esse de seniore suo Bernardo per donativum vel consensu de jam dicto comite Raymundo, quam alodes de ipse venerabile loco superius nominato.)。

この尋問に対して、Adalbertusは、証人たちも諸ウワクンデも真正の裁判ウワクンデも所有してはず、同ヴィラはAdalbertusの主人Bernardusのベネフィキウム (beneficium) であると証明することができない、ということに加えて、「同ヴィラは、それよりも、余等が本裁判集会において本日読み上げ、再読して吟味し調査したこれらの諸ウワクンデ、これらの諸々の教皇ウワクンデ、これらの諸々の国王ウワクンデに基づき、先に名前の出た敬うべき館の正当な所有地であるべき、だと陳述した」(……dixit:……, sed plus debet esse alodes legitimus de de ipse venerabile loco jam dicto per istas scripturas, & per istas litteras dominicas, & per istas regias auctoritates quae nos hodie vidimus & audivimus in istum placitum legentes & relegendes,……)。そして、以下のことがこれに続く。

「司教たる余と審判人たちは、大修道院長Arifonsusのフォークトにつき、このような諸々の国王ウワクンデを共に調査し吟味し、また、フォークトに対して、これらのウワクンデを決して非難しないように努めることを敢えてすることはなかった。だが、余等は、同ヴィラやその境界について、Bernardusのフォークトである先のAdalbertusの「原告の有する権利の」承認と訴訟の取下げとを確認すべし」と、法と公正に基づいて、先に名前の出た余等① sagioに命じた」(……Nos episcopus et iudices cum audivimus et vidimus tales regias auctoritates ad istum mandatario Arifonso abbate, non fuimus ausi nullam querelam litteris contra eum impendere: sed per lege et iustitia ordinavimus sagionem nostrum supranominatum ut astringere suam conlaudatum adque exvacuatione de ipso supranominato villare vel de suum terminum.)。

本裁判文書では、裁判を主宰する司教等は、公平な立場で、被告によって提出された教皇等の諸ウワクンデを調査、

吟味し、また原告に対してはその主張を証明するウクンデ等を提出するよう促している。しかし、原告はそうしたものを提出できなかったばかりか、真実は被告の提出した諸ウクンデ記載の通りである、と認めている。

〔保証人〕 保証人 (autor, auctor) が出てくる事例は、三(三)(2)と五(三)で引用した目録番号二十、三五九がある。

〔証人と宣誓補助者〕 証人 (testis, testimonium) については、今紹介したばかりの目録番号四八七の他、三(三)(3)で引用した目録番号二一、四(三)で引用した目録番号三六九、四(三)の最後に紹介したLex Saxonumの法文でも言及されている。

Mediae Latinitatis Lexicon Minus は、testisにも testimoniumにも Eideshelfer (宣誓補助者) というドイツ語訳を与えている。このことが妥当か否かは検討を要する。

ミッタイスは、証人と宣誓補助者とを厳密に区別し、後者は、証人と違って、「証明さるべき主題について宣誓するのではなく、したがって係争の事実については何らの知識も有している必要がない。彼らは被告の宣誓は「純粹であり偽りでない」ことを宣誓する。換言すれば、被告の全人格に対してみずからの人格を賭し、かくして被告の信憑性を強化するのである」と述べている。<sup>68)</sup>

この基準を前提にして、目録番号六八の対象文書である法律文例(八世紀半ば)を見てみたい。以下は、この文書の仮訳である。<sup>69)</sup>

「誰が争いを引き起こしたかを訴訟の全期間に亘って吟味することが、法の指図により命じられている…もし、何人かが強盗によって襲撃されたり、あるいは道で犯人によって待ち伏せされたり、あるいは他の者の家を夜中に略奪することが行われるならば、そのようなことをした者の死について審理されることはない。それ故、神の御名に

において、審判人 (index) である私某は、某と呼ばれる地域に某日来て、敬うべき人々 (boni homines) と共に、某という名のある者が以前殺害され倒れていた場所に赴き、何が原因でこの者がここで殺害されたのかを吟味した。さて、争いが始まった時にその場に居合わせたり、争う者たちの叫び声を聞き駆けつけた、その地域に居住する者たちが来て、先に名前の挙げられた者が何故そこで殺害されたかについて、次の如く証言した。すなわち、先に名前の挙げられたかの者が以前にそのようにして彼を襲撃し、あるいは待ち伏せ、そして彼の所有物を彼から奪い、また剣を抜いて暴力的に彼を襲った如く、その某という名前のかの者はいつもの仕方で彼に近づいたが、その後、そのことの故の流血を伴う負傷、身体の毀損、拳打ちは明白なところである、と。それ故に、すなわち、真実がかくの如く証明された後、先の者〔＝殺害者〕は、先に名前の挙げられた審判人 (ama predicti iudicis) の支援と盾〔＝身を守る手段〕を手に入れるために来て、それが慣習であるように、二人の人々と共に、自らは一人目として、次のように述べ、右手を上げそして宣誓を行った。すなわち、先に名前の挙げられたかの者はそのようにして以前に私を不法に襲撃し、そして剣を抜いて私を襲い、流血を伴う負傷を私に負わせ、そして私の身体を毀損し、私の所有物を私から略奪した如く、かの者はいつもの仕方で私に近づいてきたその後、私は、ここに跡の残る、流血を伴う傷を受け、必要に迫られ、かの者が私を窮地に追いつめることを鎮めようとしたそのことのために、かの者は死んで倒れていたのであり、かの者が引き起こした、あるいは始めた争いにおいて、そしてかの者の罪のためにそこで殺されたのである、そして、かくの如く、これが誤魔化しや企みの何一つない真実なのであり、かの者はかの者の罪で法に従いかの者自身の剣で打たれたのである、と。かくの如きことであるが故に、この者〔＝殺害者〕がこのことの結果として報告された通りの〔内容の〕本ウワクンデを (notitiam ad instar relationis) を受け取るべきものとするのが、この者にとって有用である。したがって、そのことが行われた。さて、しかし同

時に、続いて、先に名前の挙げられた場所で、某なるその者に対して、次のように、判決が下された。すなわち、その者は、四十夜の内に三六人の人々と共に、自らは三七人目として、某と呼ばれている所にある某教会で、目撃証人たちと裁判官たちの面前 (apud homines visores et cognitores) で、以前に既に名前の挙げられたかの某につき、その某が不法に彼を襲撃し、彼の所有物を彼から奪おうとし、そしてとりわけ彼に傷を負わせ、彼をひどく殴りつけ、また、彼を道で待ち伏せし、あるいは道を塞いだ、そしてその某が始めたことであるいはその某の罪のためにそこで殺害されたのだ、と宣誓をすべきものとし、そしてそれができた場合には、本殺人につき、責めなしであり続けることができる、と」。

法律文例であるため具体的な人名等は事実上の空白になっており、その箇所訳では「某」という語を多用している。それはさておき、この文書には、「その場に居合わせたり、争う者たちの叫び声を聞き駆けつけた、その地域に居住する者たち」が出てくる。そうした者たち中には、事が既に終了した後現場に来た者もいるかもしれない。しかし、仮にそうであれば、本文書の最後の所で指摘されている「目撃証人たち」と、「その場に居合わせたり、争う者たちの叫び声を聞き駆けつけた、その地域に居住する者たち」とは、その多くは重なるであろう。

一方で、本文書には、この目撃証人と並んで、正当防衛を主張する当事者と一緒に宣誓を行う一二人、あるいは三人という記述があるが、これらの人々は宣誓補助者のことを指している、と考えて間違いないであろう。

ミッターイスは、ゲルマン時代の記述の中で、「Schreimannen (「叫び声を聞いて集まったひとびと」) が宣誓補助者の役割をつとめた (死者に、対する、訴)。この手続は犯人のジッペからの反復讐を排除しようとする目的を持つものである」と述べている。Schreimannenの中には目撃者もいることが容易に想定できるのであり、その意味で、ミッターイスは宣

誓補助者には証人もなれたと考えている、と行うことができる。したがって、今言及した文書の中の一二二人、三六人と  
いう数の宣誓補助者には目撃証人もなることができるのであって、ここには、証人と宣誓補助者との間の区別は事実上  
ない。先に述べた、*Mediae Latinitatis Lexicon Minus*のドイツ語訳は、宣誓補助者は事実上証人であった、という認識  
を前提にしたものであるのかもしれない。

しかし、他方、本文書には、殺害者が三六人の宣誓補助者と宣誓する場合には目撃証人の面前で宣誓を行う、と記述  
されているので、この場合は、目撃証人は宣誓補助者を兼ねられない、ということになる。したがって、ここでは、  
*Mediae Latinitatis Lexicon Minus*のドイツ語訳に対して、慎重であることが求められる。実際のところは、「宣誓補助  
者が時々事実上証人 (*Zeugen*) でもあるような場合があって、それ故に、宣誓補助者がまます証人 (*Testes*) と呼ばれる  
こともあった」、ということなのではなからうか。

〔神判〕 神判の手段としては、十字架神判と決闘が出てくる。目録番号八九の裁判(七六八―七七四年)では、原告、  
被告双方の陳述後、十字架神判によって証明すべしとの判決が下され、四二夜を経て行われた十字架神判では原告が勝  
利している。目録番号九三の裁判(七七五年)では、原告の代理人が十字架神判に臨んで敗北し、被告が勝訴している。  
目録番号九四の裁判(七七五年)では、被告が敗北し、原告が勝訴している。

目録番号四九五の裁判(九二五年)では、被告の側が決闘の用意をするが、原告が主張を放棄している。目録番号五  
三五の裁判(九五五年)では、原告が決闘を申し出るが、被告は主張を放棄し、責めを認めている。目録番号五四七の  
裁判(九六〇年)では、伯の命令により決闘が行われるが、夕方になっても勝負がつかず、原告、被告双方ともその主  
張を放棄すべしとの判決が下される。目録番号六一二の裁判(九八〇―一〇一六年)では、二人の修道女を自分の隷属  
民であると主張する原告と被告である修道女たちの側とで決闘の日取りが決められるが、修道士たちが原告に五十ソリ



ドウスを支払い、原告に訴えを放棄させている。

Werkmüllerは、神判は他の証明手段で決着がつかない場合の「最後の手段 (ultima ratio)」であったし、神判は両当事者を和解あるいは一方当事者の主張の放棄へと誘導するための手段でもあった、と指摘している。<sup>74)</sup>

因みに言えば、Werkmüllerは、証明手段として最強であるのは裁判所による証明や検証 (Gerichtszeugnis oder Augenschein) であり、次いで私人による証明 (Privatzeugnis)、続いてウワクンデ、そして最後に当事者宣誓ではないかと述べている。

また、両当事者が同一種類の証明を申し出た場合、例えばウワクンデであれば、時間的に先行するウワクンデの方がより強い証明価値を有するとされる事例や国王ウワクンデが他のウワクンデに優る証明力を認められている事例、あるいは一方当事者が提出したウワクンデを他方当事者が非難した場合には、いずれの主張が正当であるかはそれぞれが立てる証人の数が決め手になっていると思われる事例、福音書や聖人の名にかけて行われる当事者宣誓については当事者単独の宣誓よりも宣誓補助者を伴う宣誓の方がより強い証明力を有していたと考えられる事例、あるいは両当事者の主張が拮抗する場合、まず証明を行うのは被告であり、被告人が立証に失敗するか立証を放棄した場合、次に原告が立証をする番になる事例等に、Werkmüllerは言及している。<sup>75)</sup>

## (2) 職権による尋問 (inquisito)

職権による尋問が紛争解決の決め手になっている事例がある。Werkmüllerがその一例として引き合いに出しているのは、目録番号七五の対象文書 (七五一年) である。Hübnerは、この文書の摘要の中で、「Inquisitionによって、原告の所有物であることが証明された」という記述をしている。<sup>76)</sup>

宮宰 Pippin が主宰する国王裁判所において (in palacio publico) St. Denis 修道院の大修道院長 Fulradus が、Septemolias 修道院の女子大修道院長 Ragana のフォークトである Legitemus を、「同女子大修道院長 Ragana と同女子大修道院長の Septemolias 修道院の代理人たちが、Chairebaldus とその妻 Allerta が彼らの「死後寄進ウワクンデ」(per eorum testamentum) により、St. Denis 修道院に贈与した、Tellau バグスの中の Curbrinus と呼ばれている所にある St. Denis 修道院の土地財産を不法、不正に奪っている (post se malo ordine retenebat injuste)」と訴えた。しかしながら、同 Legitemus は直ちに出庭し、そして、そこで、かくの如く同土地財産を Septemolias 修道院に贈与したところ Francane とこの名前の者に由来するウワクンデ (carta) を提出した「……repetebat eo quod ipsa Ragana, vel agentis monasterii sui Septemolias, res Saccti Dionisii post se malo ordine retenebat injuste, in vico qui dicitur Curbrinus, in pago Tellau, quem Chairebaldus et coniux sua Allerta, per eorum testamentum, ad casa Sancti Dionisii condonarunt. Sed ipsi Legitemus in presente adistabat, et ibidem ostendebat cartas de nomine Francane qualiter ipsas res ad Septemolias condonassit。」

この記述から、原告も被告もそれぞれの主張の証拠となるウワクンデを法廷に提出したことが分かる。そして、この後、宮宰 Pippin による尋問が行われたことを窺わせる記述が続く。

「それ故に、余は、この訴えにつき、真実を明らかにするために、先の同土地財産が「何処かを經由することなしに」真直ぐに St. Denis 修道院に与えられたのかを尋問した (inquesivimus) 「傍線は訳者」。そして、同 Legitemus は、St. Denis 修道院の同ウワクンデを反駁すべき、あるいはそれに異議を申し立てるべきものを何一つ有してはいなか

った。そして、それ故に、*Legitemus*は直ちに〔*St. Denis*修道院の〕同ウワクンデは全ての点において真正のものであると表明し、そして、その後、*Legitemus*は、自身の*wadium*を手渡すことにより、同大修道院長*Fulradus*に、*Curbrinus*にある同土地財産につき、*St. Denis*修道院の訴えに係り所有を回復させたことは明らかである。また、*Legitemus*は、自身の棒を用いて、自身の名において、また同様に女子大修道院長*Ragana*および同女子大修道院長の*Septemolas*修道院の代理人たちの名において、その〔＝同地〕から立ち退いた、と表明した<sup>27)</sup> (Unde et nos ac causa pro veritate inquestivimus, quod ipsas ris per dictionem ad casa Sancti Dionisii aderant ; et ipsi Legitemus nulla habuit quod contra ipsa instrumenta Sancti Dionisii dicere aut obponere dibuissit. Unde et de presente ipsa strumenta in omnibus veraces esse dixi, et postea per suo vniado ipso Fulrado abbati de ipsas res in Curbrorio per suo vniado in causa Sancti Dionisii visus fuit reuestisse, et pro suo fistugo sibi exinde dixi esse exitum, tam pro se, quam pro ipsius Raganane abbatissa, vel agentis monasterii sui Septemolas.)<sup>28)</sup>。

このことを受け、宮宰*Pipin*は、彼のヴァサル(家士)で、法廷にヴィケコメスとして列座している*Nebulfo*、*Dadone*、*Didone*、*Chagnerico*、*Hrinucone*、*Vuneran*、そしてその他多くの者たちと共に、次のように判決を下した (*visi fuemus iudicasse*)<sup>29)</sup>。

「同*Legitemus*、すなわち*Septemolas*修道院の女子大修道院長*Ragana*のフォークトは直ちに出廷したが、出廷後、同*Ragana*とその代理人たちが*Curbrinus*にある*St. Denis*修道院の同土地財産をそのことの故に所有すべきであるのだ、という根拠を何一つ示すことができず、直ぐに、その場で、自身の*wadium*を手渡すことにより、同大修道院

長 Fulradus に所有を回復させたことは明らかである。また、Legitemus は、自身の棒を用いて、その〔＝同地〕から立ち退いた、と表明した、それ故に、余は、以下のことを命じた、と〔判決を下した〕。すなわち、この訴訟がこのように行われ、あるいはなし終えられた後、同大修道院長 Fulradus と、そして St. Denis 修道院、あるいは同修道院の後継者たちは、Chairebaldus とその妻 Ailberta が彼らのウワクンデによって〔そしてまた〕所有移転を行うことので、St. Denis 修道院に贈与した範囲内において Curbrinus にある同土地財産を、同女子大修道院長 Ragana と同女子大修道院長の Septemolas 修道院の代理人たちに抗して、変更の余地なく且つ如何なる異議申し立てを受けるところなく所有するものとする、そして、この後、永久に、両当事者の間で、この件につき、訴訟は止むべし、と」(……, ut dum ipsi Legitimo, advocato Ragane abbatisa de monasterio Septemolas, in presente adistabat, et nulla potuit tradere rationis per quid ipsas res Sancti Dionisii in Curborio ipsa Ragana aut agentis sui habere debuissent, et de presente Fulrado abba exinde per suo vradio visus fuit reuestisse, et per suo fistugo sibi exinde dixit esse exitum, propter jobennus, ut dum ac causa sic acta vel perpetrata fuit, ipsi Fulradus abba, vel casa Sancti Dionisii, seu successoris sui, ipsas res in Corborio, de quantum quod Chairebaldus et coniux sua Ailberta per eorum istrumentum manus potestativas ad casa Sancti Dionisii condonarunt, contra ipsa Raganae abbatisa vel agentis monasterii sui Septemolas, vel in contra ipsius Legitemo, seo successoris eorum, habiat evindicatas adque elidatas ; et sit inter eos in postmodum ex ac re, omneque tempore, subita causacio.)°

この文書の直前に言及した目録番号六八の対象文書(八世紀半ば)では、ある者が殺害され倒れていた事件について、審判人たちが現場に出かけ、職権によって、事情を知る地域住民に、殺害が行われるに至った経緯を証言させている。

当事者による立証の成否ではなくて、このような形式の尋問による証明によって、争いに結着がつけられている事例は多い。<sup>28)</sup> 目録番号一七五の対象文書（八〇六（八〇七）年）はその一つである。<sup>29)</sup> この文書によれば、事実を知る、Valerianoを含む一五人の当該地域住民が、伯の面前で国王に対する誠実宣誓を行った上で証人として証言をしている。

「神の御名において。高貴な人、ラエティアの伯であるUnfredusが、公の裁判集会においてあらゆる訴えを聞き、そして正しい判決を下すためにランクヴィルの館やかたに座している時、Hrothelmusという名前の或る者がそこに来て、その者の妻の持分から相続財産として、その者とFlavinusとに帰属し、そしてまた彼等の自由地である、そしてさらにその者の妻の財産に由来する（……de tradavio uxoris sue fuisse）<sup>30)</sup> ものであるが故に適法にその者等のものであるべき、またそれ等のことの故にその者等のものであるべきマンズ（mansus）が不法に奪われた、と訴えた。そこで、Unfredus伯は、同バグス（pagus）に住む以下の証人たちを召喚し、この件につき真実を知っていることは何事であれ述べるという、我等の国王に捧げ行うその者等の誠実と宣誓の下、証人たちを尋問した。さて、証人たちは〔次のように〕証言をした…我々が〔傍線は訳者。次も同じ〕国王に対して行う宣誓に掛けて、我々は、Madoという名前の或る者が居て、そのMadoが自身の所有地を〔Hrothelmusのマンズのある所と〕同じ所に所有していることを知っている、また、我々は、Hrothelmusがそれがために訴えを起こした自身のマンズに隣接し、接しているMadoの所有地のその境界について、そこには、Hrothelmusの植えた樹木があり、また、一つの場所では、幅広い川が境をなしており、そして両者の土地の間には、岩や樹木による（in petris et in arboribus）<sup>31)</sup> 境標（testimonium）があるのを知っている。Hrothelmus自身が所有者である。他方、例えば、HrothelmusやFlavinusの建物が上の方から連なっているが、それらは彼らの財産であり、彼らの祖父Quintusに由来し、適法に、彼らに

帰属しているのである。そこで、Unfredus伯は、先の証人たちが出かけて行って、彼らが証言したそれ等標識を指し示すよう命じた。証人たちは命じられたようにし、そしてHrothelmusとMadoそれぞれのマンスの間を区分して、いたそれ等標識を確認した。さて、ここでは、Unfredus伯が証人たちと共に差し向けた多くの貴顕の人士たち(nobles)が立ち会っていた。そして、全てが完全に行われた。かくして事が終了するや直ぐに、Unfredus伯は、彼等審判人たちに、この訴えにつき、如何なる判決を下すと決められたか、と問うた。さて、審判人たちは「次のように」述べた…証人たちの証言と貴下の尋問とに基づき(secundum istorum hominum testimonio et secundum vestra inquisitione)「我々は、HrothelmusとMadoそれぞれのマンスの間にある境標によつて区分され境界が定められている如く、HrothelmusとFlavinusは如何なる反対もなく永久に彼らの財産を所有するものとし、また、所有物であると証言された土地、そして証人たちの面前で境標によつて区分された土地は我等が国王の名において取り戻される、と判決する、と。したがって、HrothelmusとFlavinusが、それぞれの相続人たちと共に、この後、同マンスにつき如何なる反対もなく永久に所有できるように、Unfredus伯や審判人たちからウワクンデ(scriptum)を受領するのは、彼等やその相続人たちにとって相応しいことであった。ランクヴェイルの館での公の裁判集会において、皇帝カールの治世七年、フランクにおけるカールの治世三八年そしてイタリアにおいて「カールの治世」三四年に訴訟は行われた。二月七日、Unfredus伯の下に、平安と祝福を、アーメン。

以下は、証人たちの名前である：Valenano、Burgulio、Ursone、Stefano、Majorino、Valerio、Lioncio、Victore、Maurettonne、Fontejano、Florencio、Siplone、Valenciano、Quintello、Stradario、そして、以下は、審判人たちの名前である：Flavino、Orsicino、Odmarno、Alexandro、Eusebio、Maurencio。また、さらに、その他の多くの人々。

そしてこのように、我 Banco [= Yanco] はウワクンデを作成し、そして署名した。

この文書には、被告が明確なかたちで登場していないが、恐らく、Madoが被告なのであろう。地域に住む住民たちを証人として召喚して尋問する手続を採ることを命令できるのは、最初は国王だけであった。したがって、伯も特別に認められた場合を除いてこの手続を行使することはできなかった、と言われている。聖ガレン修道院は、修道院が関係する裁判においてこのような手続を用いることができる特権を九世紀半ばルードヴィヒ・ドイツ人王から獲得している。しかし、ここに全訳した文書に記録されている事件は聖ガレン修道院に直接関係しているとは思えない。そのような文書がなぜ聖ガレン修道院に所蔵されていたのかという問題もあるが、伯がなぜこの事件で尋問手続を採用することができたのか。文書はこの点については何も答えていない。

訳文中、証人たちの証言が始まる箇所で、「我々」という文言に傍線を引いておいた。証人たちの証言は、主格複数形の直接話法で記述されている。この記述形式は、証人たち、すなわち「我々」が皆で口を揃えて (mit gesantem Mund) 一斉に証言をしたことを指し示している、と考えられている。<sup>83)</sup>

## (二) 裁判の終結

### (1) 判決と裁判ウワクンデ

仮装裁判の事例を含めこれまで取り上げてきた文書では、通常、裁判は終局判決を以って終結している。<sup>84)</sup>このように限定するのは、三(二)(2)の召喚不服従裁判の事例で引き合いに出したイタリアに伝承されている文書(八九七年)・目録番号八一九のように、出廷しなかった被告に異議申し立ての権利を留保した中間判決も存在しているからである。

二者択一判決の場合、検討した限りでは、かかる判決が下された後、当事者による証明のための裁判が改めて開催され、終局判決が下されている。

終局判決が下された後、訴訟経過、判決等を記録したウワクンデが勝訴者に手交されるのも普通であったようである。法律文例は、このウアクンデを表す用語として *notitia* を使うことが多い。また、六(一)(2)の最後にその全文を仮訳した目録番号一七五の対象文書(八〇六(八〇七)年)では *scriptum* という用語が使われている。裁判ウアクンデを表すためのより専門的な用語として使用されていると思われるのが、三(三)(1)で言及した目録番号三〇九の対象文書・法律文例(八一七—八四〇年)の *carta evindicata*、六(一)(1)で触れた目録番号六三の対象文書(七五〇年以前)の *judicium evindicatum*、目録番号四八七の対象文書(九一八年)の *judicium* である。*notitia* 等の裁判ウワクンデが重要な証明手段であったことは、六(一)(1)で既に述べた。

## (2) 準拠すべき法を引き合いに出している事例

判決が下される際、法源が引き合いに出されている事例がある。法源が最も具体的に援用されているのは目録番号六七九のイタリアに伝承する対象文書(八〇六年)と五(三)で言及した目録番号三五九の対象文書(八六二年)である。前者においては、寄進財産をめぐる裁判に関係して、*Lex Langbardorum* の *Ahistrufi Leges* 12.III.の法文を根拠に挙げ、原告 (*Farta* 修道院) と被告 (原告に寄進をした者の子供) との間で係争財産を折半するよう命じられている。<sup>(8)</sup> *Ahistrufi* はランゴバルド国王で、在位は七四九—七五七年である。

後者には、既に紹介したように、*Lex Cotorum*, in libro v, titulo III, era VIII が引き合いに出されている。*Lex Cotorum* 及び *Lex Wisigothorum* [= *Lex Visigothorum*] の *ḥalq* である。



Lex Visigothorumを根拠にしているものでは目録番号三三四の対象文書（八五二年）があり、そこでは、Lex Visigothorumを根拠にして（in lege Gothorum）<sup>(87)</sup>被告は原告に係争地を戻すべし、という判決が下されている。目録番号三九六の対象文書（八七四年）では、被告が原告の隷属民であるか否か争われているが、原告はその主張を証明することに失敗し、反証をすることが被告に許される。被告は、Lex Visigothorumに基づいて（in lege Gothorum）<sup>(88)</sup>被告が自由人であることを宣誓してくれる四人の証人を立て、その主張の証明に成功する。その結果、原告はその請求を放棄する。他に、目録番号二六九、三一八のそれぞれの対象文書（八三二年、八四三年）も、同様にLex Gothorum、Lex Gothorumを引き合いに出してゐる。<sup>(89)</sup>

目録番号五〇五の対象文書（九三三年）では、Fracianumと呼ばれている自有地（alodis）に係るインムニテートを侵害した被告であるPontinus伯は、サリカ法に基づいて（in lege Salica）原告のインムニテート特権を認め、wadiumを手渡すことにより土地を戻すよう誓約すべし、と判決されている。<sup>(90)</sup>

目録番号一三四の対象文書（七九七年）では、二箇所の所有地を国庫に編入されてしまったPrüm大修道院の大修道院長に、「ローマ人の法が定めているところに従い（secundum quod lex romana edocet）」<sup>(91)</sup>そしてまた、審判人の判決により、当該所有地が戻されている。目録番号六九の対象文書（八世紀半ば）である法律文例も、secundum legem Romanamという表現を用いて、Lex Romanaを引き合いに出している。<sup>(92)</sup>

目録番号四九の対象文書である法律文例（七世紀末）では、「何であれ汝らの地方の法がかかる犯行につき定めているものを……賠償し支払うことを拒むことはできなご」（quicquid lex loci vestri de tale causa edocet, ……; componere et satisfacie non recusit）という判決が、強盗を働いた被告に下されている。<sup>(93)</sup>法律文例の場合、「地方の法（Lex loci）」という表現を用いていることが多い。繰り返し述べたように、法律文例は範例であり、したがってここでの「地方」は、

人名や日時と同様、この範例をモデルにして実際に文書が作成される際に具体的な法律名が書き加えられることを想定した一種の「空欄」の役割を果たしているであろう。但し、三(二)(1)で言及した目録番号三六の対象文書(六九二年)は、法律文例ではなく国王文書なのであるが、「汝の地方の法 (lex loci vestri)」という表現を用いている。

「法 (lex) が定めている如く」「法に従い (legibus)」「法 (lex) が保証するだけ」のものという表現が使われていることは、三(三)(3)、五(三)の記述の中で示されている。

## 七 紛争と紛争解決をめぐる最近の研究動向から

本稿は、Werkmüller論文を主として参照している。そして、このWerkmüller論文が特に参考になっているのが、Rudolf Hübner 'Der Immobilienprozess der fränkischen Zeit' Verlag Wilhelm Koener, Breslau 1893 である。このHübner論文の元は、一八九一年夏に完成させ、ベルリン大学法学部に提出された教授資格請求論文 (Habilitationsschrift) である。Heinrich Brunnerがこの論文審査を委嘱されたのか、Brunnerはこの論文を読み、そして当時ゲラが出来上がっていた彼の著作 *Deutsche Rechtsgeschichte* 第二巻(1)の論文を役立てることを決め、法学部とHübnerの了解を得ている。

Hübnerによれば、ゲラの段階では、Brunnerの叙述はフランク時代の裁判にまでは進んでいなかったとのことである。不動産をめぐるフランク時代の裁判をテーマにしたHübner論文に目を通したBrunnerは、恐らく、Hübner論文をベースにしてフランク時代の裁判について加筆することを思い立ったのであろう。その後の事情は定かではないが、Hübnerは、Brunnerの許可を得て、ゲラに書き加えられたか、あるいは書き加えられつつあったBrunnerの記述に依拠

して彼の教授資格請求論文を加筆修正し、一八九二年一月に印刷に回わす<sup>94</sup>。そして、その論文は、一八九三年、*Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte*の第四二分冊として刊行される。Hübnerの肩書は、法学博士、そしてPrivatdocent an der Universität Berlin<sup>95</sup>。ちなみに、Brunnerの*Deutsche Rechtsgeschichte*第二巻は一八九二年に刊行されている。

本稿にまとめた裁判のかたちは、以上のことから明らかのように、一九世紀のドイツ法制史が描き出した像の大体を現在の時点において確認したものである。また、まとめられた裁判のかたちも、例えば、容易に入手できるミッターズ・リリーベリッツ著、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説 改訂版』(創文社、一九七一年)に記述されているものがほとんどである。日本の学界において、という限定を付けてのことであるが、Hübnerの裁判文書目録を活用している点が本稿の作業の独自なところであろうか。

服部良久は、紛争と紛争解決をめぐる、アメリカ、フランス、ドイツの最新の研究動向を我が国に伝える貴重な労作を発表すると共に、関連する実証研究を精力的に進め、大作を次々に公にしている<sup>96</sup>。この研究動向に関わる、服部の次の「まとめ」的な整理を引用したい。以下は、「中世ヨーロッパにおける紛争と秩序―紛争解決と国家・社会―」からの引用であり、引用の後の( )内の数字はその頁数である。本論文からこのように長い引用をするのは、私の今後の研究に必要な論点を整理しておきたいためである。

「チエイエットは、中世紛争研究は中世人の世界観に導くと述べた。紛争と紛争解決は国家、地域、共同体、隣人関係など同時代のあらゆる政治的、社会的秩序との緊張を孕んだ相互関係にあつて、人々の日常を規定していたことを思えば、至言である。そして紛争研究が狭義の裁判や貴族フェーデの法制史的研究を越えて、このような広い

射程を持ち得たのは、ほかならぬチエイエットに始まる「アメリカ学派」と、その影響を受けたヨーロッパにおける学際的なアプローチによる研究の成果に負うところが大きい。本稿でとりあげた研究の主な部分は、基本的にそのような潮流に属するものである。それらの多岐にわたる成果をここで総括することは困難であり、また意味をなさないが、さしあたり次のような意義と課題を指摘しておきたい。法秩序が多元的で、当事者が紛争解決の方途を選択的に利用する中世社会では、紛争とその解決はそうした社会の秩序を規定する様々な人的結合(ネット)と不可分に進行する。しかしそのような紛争プロセスは単純に人的ネットの上で展開するのではなく、これを破綻させ、再編し、また創造もする。中世の国家と社会を支える制度や法が、人間の相互行為や合意のプロセスそのものであるとすれば、紛争とその解決における共同行為は、国家と社会の構造と秩序を維持・再生産するのみならず、その変化をも促したと考えるべきであろう。ここに紛争研究が単純な機能主義的図式をいささかも越える可能性がある。それは各地域における多様な政治的、文化的、社会的条件をふまえた紛争のディテールの考察と、その比較を通じて実現されるべき課題である。そうした考察が紛争とその解決のプロセスにおいて現れる言説、価値観とコミユニケーションの特質にまで及ぶなら、紛争史研究はきわめて現代的意義を持つといえよう。紛争解決は人類社会の試金石である」(八八―八九頁)。

以下、本論文の中で著者が言及している様々な論者の見解の中で、この「まとめ」を理解する上で必要と思われる指摘をアトランダムに引用しておきたい。このようなかたちでの引用は、それが当該引用箇所が置かれている文脈から切り離されて行われるために著者の真意を歪める可能性がある。著者の海容を乞いたい。「」内は私の付けた小見出である。

〔複数の紛争解決手段の並存と交渉プロセスのフレキシビリティ〕「たとえばM・ブラウンのカロリング期バイエルンを対象とする紛争研究によれば、バイエルン（部族）法典という記された法規範は紛争当事者によって重視されたが、それは不文の慣習を含むより大きな規範の伝統の一部であり、紛争を有利に解決するための参照の枠組にすぎず、当事者は状況に応じてそうした複数の法的リソースを選択したのである」（五九頁）。『中世ヨーロッパの紛争』の編者、ブラウン、ゴレッキがその総括において述べるように、本書に寄稿したアメリカの紛争研究者は総じて「プロセス主義者processualist」的傾向を示す。すなわち法ないし規範は自身の目的のために争う当事者の交渉によって生み出される、あるいは少なくともフォーマルな裁判と、双方向的な交渉や第三者の仲裁によるインフォーマルなプロセスを、通時的に併存し、選択される紛争解決の手段として理解する。また同様な機能主義的、プロセス主義視点から、政治秩序は固定的な制度ではなく、当事者たちが権力行使を認識し、組織し、正当化するプロセスと理解される。本書所収のJ・L・バイヨック論文が示すように、そうした選択的行為と交渉（有力者による仲裁）による秩序維持は、サガ時代のアイスランドのごとき国家権力が欠如した社会においても存在したのである」（六一二頁）。

〔紛争、コミュニケーション、社会秩序の構築〕「かつて社会学者G・ジンメルは、紛争は社会秩序を破壊するのではなく構築すると述べたが、これらの紛争研究に通底するのは、紛争は絶えず交渉の中にあり、紛争と紛争解決は不可分のコミュニケーション行為であるという認識である。この意味での紛争conflictとは物理的暴力のみならず、様々なレベルの緊張・軋轢・攻撃（言葉と行為による）を伴う相互行為として考えるべきであろう」（六〇頁）。「前述のように紛争史研究は、紛争とその解決に関わる個々人の行為と社会構造の関係を明らかにしようとするものである。中世におけるそのような社会（あるいは政治・権力）の構造は、制度化された規範構造としてではなく、なお多分に人的な関係と相互交渉、換言すればコミュニケーションのあり方と密接に関連している。コミュニケーションは近年の中世史研

究におけるキーワードのひとつであり、ローカル・コミュニティ、都市、諸侯領、王国、宮廷など様々なレベルと空間におけるコミュニケーションが、単なる情報伝達ではなく、意思伝達、意思表示、争い、交渉と合意など、それ自体、社会、政治の秩序を構成するファクターとして論じられる。したがって紛争と紛争解決は、このような広義のコミュニケーション行為の一部、しかも中世社会の礎をなす重要な部分であったといえよう(六五―六六頁)。

〔合意〕「ザリア、シユタウフェン朝時代には法と裁判の重視という国王の志向は認められるものの、実際には裁判と裁判外の仲裁・和解の関係は流動的であり、両者は容易に相互移行した。国王宮廷集会は参席した諸侯と国王の合意形成、あるいは合意の公的な確認の場であり、国王(宮廷)裁判もまた、そうした諸侯の協議による意思形成の一つのプロセスである。そのようないわばフォーラムとしての宮廷裁判への召喚とは、当事者を交渉の席に着かせることを意味し、交渉・和解と互換的な機能を持った」(六七―六八頁)。

〔仲裁・和解〕「このようにギアリや前述のホワイトらのローカル・コミュニティを対象とした紛争研究は、仲裁・和解による紛争解決が地域の人的紐帯を明確化し、コミュニティの社会的結合を創出、強化することを示唆したが、紛争解決・和解(契約)が友好同盟による諸侯間ネットワークという、王権から自律的な政治秩序の展開と不可分の関係にあることを示した点で、ガルニアの研究は、結果としてギアリ、ホワイトの視点を政治史レベルで具体化したものといえる」(七一頁)。

〔儀礼〕「現在、ドイツ学術振興会の補助による共同研究プロジェクト「前近代のシンボリックなコミュニケーション」を推進中のアルトホーフの研究は、様々な儀礼(リチュアル)をその重要な手段とするコミュニケーションが中世の政治秩序において本質的な機能を有していたことを、多くの事例を通して明らかにしている」(六六頁)。

以上の整理から、私は、「国家、地域、共同体、隣人関係など同時代のあらゆる政治的、社会的秩序との緊張を孕ん

「相互関係」である、あるいは「広義のコミュニケーション行為の一部」である「紛争と紛争解決」は、かかる「紛争と紛争解決」を通して、また、そうした政治的、社会的秩序を維持・再生産するのみならず、その変化をも促すプロセスであった、という観点の下で、「紛争と紛争解決」をめぐる最近の研究は行われている、という理解だけを取り敢えず導いておきたい。こうした観点が据えられる前提の一つとして、中世の社会構造は「制度化された規範構造」ではなかったし、法秩序も多元的であったということ、また、そのことの故に、中世の社会構造は「なお多分に人的な関係と相互交渉、換言すればコミュニケーションのあり方」と密接に関連していたのだ、という認識があるように思う。<sup>96)</sup>

私が本稿で進めた作業には、以上の様々な観点はまだ生かされていない。本稿で整理されている裁判のかたちは既述のように一九世紀の法制史研究の成果と繋がっており、そのかたち自体、今後とも継続的に点検されることを必要としている。周知のように、一九世紀の法制史研究が近代法の枠組みを念頭において進められており、そのために、過去の歴史の近代的読み込みに注意しなければならないからである。全体として数も少なく、しかも点在し偏在している史料を組み合わせて描き出した法史像を、理念型的な意味での見取図に止めて置くことをせず、実際のものとして一般化する傾向が強いように思われることも、また、その理由である。しかし、このことは、一九世紀の法制史研究の成果が御用済みのものであることを意味してはいない。とりわけ、西洋中世初期の研究の場合、一九世紀の法制史研究の成果をそれが扱って立つ史料の根拠に立ち返って点検しながらその後の研究動向と突き合わせ、共有し合える学問的財産を確認し蓄積していく「対話の精神」<sup>97)</sup>が肝要である。

## 八 おわりに

Werkmüller論文は、日本の西洋法制史研究者に大きな影響を与えたKarl Kroeschellの選歴記念論文集に寄稿されたものである。Kroeschellは、西洋中世法の性格めぐる見解に關係して学界で長く通説の地位を占めていた、Fritz Kernの「古き良き法」理論に根底的な批判を加えた法制史家である。したがって、Werkmüller論文は、いくつもの箇所<sup>96</sup>で、Kroeschell理論に、それを支持する立場から論及している。本稿も、西洋中世初期の裁判のかたちをまとめた上で西洋中世法をめぐる問題の論点整理に進むことを予定していた。しかし、本稿は、これとして一つのまとまりのあるものに仕上がったのではないかと考え、中世法をめぐる問題の考察は先送りすることにした。

既に述べたように、私の研究テーマの一つは、西洋中世初期の裁判記録を手がかりにして西洋中世法の在り様の具体像に迫ることである。本稿は、そのために欠かせない見取図である。西洋中世法をめぐるKroeschell等の論争を念頭に置きつつ、また服部良久等の研究との接点を意識しつつ、この見取図の精度を高めていく作業をこれから暫く続けて行きたい。

最後に、この場を借りて、二〇〇七年九月から一年間ドイツ（マールブルク）での研究の機会を与えて下さった同志社大学、同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）、同志社大学法学部、同僚たちに感謝したい。

私に研究の場を提供しました援助して下さい下さった次の方々、機関に感謝したい。Prof. Dr. Andreas Meyer, Prof. Dr. Hans K. Schulze, Institut für Mittelalterliche Geschichte und Geschichtliche Landeskunde, Prof. Dr. Heinrich Menkhau, Prof. Dr. Katja Schmidpott, Dr. Silke Bromann, Petra Kienle (MA), Japan-Zentrum, Japan-Zentrum (日本文化研究センター) は、日本とドイツを繋ぐ拠点の一つとして大きな実績を積み重ねてきているのであるが、その活動の歴史に幕を引かざ



るを得ない状況に置かれている。日本文化のドイツにおける強力な発信・中継基地の一つが閉鎖されるといふことであり、他人事とは思えない、心の痛む事態である。

私的な生活の場で親切にして下さった次の方々々に感謝したい。Prof. Schulze 夫人の Frau Ingeborg Schulze、Frau Kayoko Lang とそのご家族、良き仲間の方々、Herr Michael Lübke、Herr Lih Seong-Hyon。

学問的助言を含む様々な面で、夫人の Dr. Urte Sellert と共に完璧な心配りをして下さった Göttingen 在住の Prof. Dr. Wolfgang Sellert、励ましのメールを折に触れ送って下さった彼の地での今も変わらぬ私の師で、現在は Innsbruck 大学におられる Prof. Dr. Gerhard Köbler に感謝したい。

- (1) Dieter Weckmüller, *Etia est altercatio finita Ein Beitrag zum fränkischen Prozeß, in: Wege europäischer Rechtsgeschichte—Karl Kroeschell zum 60. Geburtstag*, hrsg. von Gerhard Köbler, Verlag Peter Lang, Frankfurt am Main 1987, S. 592–606.
- (2) 佐藤篤士先生古稀記念論文集刊行委員会編『法史学をめぐる諸問題』敬文堂、二〇〇四年、一〇一―一二六頁。
- (3) 拙稿「西洋中世初期の裁判と法—予備的考察—」佐藤篤士先生古稀記念論文集刊行委員会編、前掲書所収、一〇二頁。
- (4) Monumenta Germaniae Historica の出版目録 (Gesamtverzeichnis) の二〇〇九年版は、インターネット (<http://www.mgh.de>) で検索できる。高橋清徳「ドイツ」の精神的基礎としての中世ゲルマン資料集 Monumenta Germaniae Historica』千葉大学附属図書館報 図書館の本』二〇号、一九八一年一〇月、三一―五頁。
- (5) R. C. Van Caenegem, unter Mitarbeit von F. L. Ganshof, *Kurze Quellenkunde des Westeuropäischen Mittelalters*, Verlag Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen 1964, S. 181–185。『西洋史料集成—平凡社』昭和三十一年、一九六一―一九八頁。
- (6) 広義では、判決を含んでいるウワクンデ。狭義では、「国王裁判ウワクンデ」で、「訴訟の全経過を書き記す方式での「国王裁判所の判決」(Eugen Häberlein / Joseph Friedrich Wallach, *Hilfsörterbuch für Historiker*, 2. Bd., Verlag Francke, München 1964, S. 482)」、「国王裁判所における裁判が終了した後、に判決を書面にしたものである一種のウワクンデが placitum と呼ばれる」(R. C. Van Caenegem, a. a. O., S. 56)。「Placitum は、裁判経過が正確に再現されている点で、その文書形式上の構成において通常の国王ウワクンデが持つ諸特徴から区別される。

外見上の特徴に見られる差異―たいていの場合は存在しない君主の個人署名。多様な押印。安価な飾り振り。私文書との近似性―は、程度の問題で「かなこ」(Renate Klausner/Otto Meyer, *Clavis Mediaevalis*, Verlag Otto Harrassowitz, Wiesbaden 1966, S. 192)。

- (7) Heinrich Brunner, Vorwort und Auftruf (1. Januar 1891), in: Rudolf Hübner, *Gerichtsurkunden der fränkischen Zeit*, S. III, IV, Rudolf Hübner, Vorbemerkungen, a. a. O., S. V.
- (8) Dieter Werkmüller, a. a. O., S. 594.
- (9) Monumenta Germaniae Historica, Legum sectio II. Capitularia regum Francorum, Tomus I, denuo editi Alfred Boretius, Hannoverae 1883, Tomi II pars prior, denuo ediderunt A. Boretius et Viktor Krause, Hannoverae 1890, Tomi II pars Secunda, editi Societas Aperiendis Fontibus, Hannoverae 1893.
- (10) Rudolf Hübner, Vorbemerkungen, a. a. O., S. VI.
- (11) ミッターイスリーベリッヒ著、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説改訂版』創文社、一九九一年(第六刷)一七二頁。
- (12) Monumenta Germaniae Historica, Legum sectio V. Formulae Merovingici et Karolini aevi, editi Karl Zeumer, Hannoverae 1886, 「法律文例」にこの訳例(下)は簡単な解説は、拙稿「法律文例集」久保正幡先生邊曆記念出版準備会『西洋法制史料選』創文社、一九七八年、二五頁以下。
- (13) Rudolf Hübner, Vorbemerkungen, a. a. O., S. VII.
- (14) Dieter Werkmüller, a. a. O., S. 594.
- (15) 国王使者と訳しておく。国王巡察使と訳す場合の、国王巡察使の意味については、ミッターイスリーベリッヒ著、世良晃志郎訳、前掲書、一六九頁以下。伯については、同じく一頁以下、二二〇以下。
- (16) ミッターイスリーベリッヒ著、世良晃志郎訳、前掲書、一七四頁以下。
- (17) 日録番号三六の出典は、Monumenta Germaniae Historica, Diplomata regum Francorum e stirpe Merovingica, hirsig, von Karl August Friedrich Pertz, Hannover 1872 の五三二―五四頁に収録されたもの Nr. 60 であり、K. A. F. Pertz 自身の文書を六九二年五月五日付のものとして、しかして最近公刊された Monumenta Germaniae Historica, Diplomata Regum Francorum e stirpe Merovingica (Die Urkunden der Merovingen), Erster Teil, nach Vorarbeiten von Gartrichard Brühl, hirsig, von Theo Kölzer unter Mitwirkung von Martina Hartmann und Andrea Stieldorf, Hannover 2001 の三四六頁に収録されたもの Nr. 137 の日付が、六九三年五月五日である。Werkmüller は、Rudolf Hübner の目録に従って六九二

年としているが、本稿では、最新の情報に従い六九三年としておく。なお、Karl A. F. Pertzは、本文二(一)に名前が出たGeorg Heinrich Pertzの息子である。

(18) [注9⑤]Hilfswörterbuch, a.a.O., Bd. 2, S. 663の項目Wert参照。Mediæ Latinitatis Lexicon Minus, hrsg. von J.F. Niermeyer & Van De Kieft, überarbeitet von J. W. J. Burgers, Verlag Wissenschaftliche Buchgesellschaft, Vol. 1, 2002, S. 551 ㊦ ㊧ festuca ㊨ Halm ㊩ Stabの両方の意味を与えている。

(19) フランク王国の中のロマン系地域では、伯の常任代理人の意味。法廷では特に筆頭審判人(erster Basitzer)。九世紀以降、フランスでは、封主とか伯の封臣の意味で使われている。本稿では、ヴィケコメスと片仮名表記する。[注6①]Hilfswörterbuch, 2. Bd., S. 640のvicecomesの項目。

(20) ミッタイス＝リーベリッヒ著、世良晃志郎訳、前掲書、一三四頁以下。裁判等に関係して本人を代理する者の意味等を持つ。

(21) Ungerensunsverfahren に関係した箇所は、Dieter Werkmüller, a. a. O., S. 596参照。

(22) 目録番号三七の出典は、[注17①]Diplomata, K. A. F. Pertzの五六一五七頁に収録されているNr. 64であり、K. A. F. Pertzはこの文書を六九一年一月一日付のものとしている。しかし、[注17②]Diplomata Regum Francorum e stirpe Merovingica, Erster Teil, hrsg. von Theo Kölzerの三四四―三四六頁に収録されているNr. 136の日付は、六九二/六九三年一月一日である。

(23) precariaについては、ミッタイス＝リーベリッヒ著、世良晃志郎訳、前掲書、八八―九〇頁。ここで問題になっているプレカリアは借り戻しのプレカリア(precaria oblati)である。借り戻しのプレカリアとは、所有地を寄進し、それを改めて借地・小作地として借り戻す形式の契約である。所有地を寄進し、その寄進地よりもより大きな土地、または別の土地が借り戻される形式の契約を報償的プレカリア(precaria remuneratoria)という。寄進を伴わない、土地の一方的な直接的貸付をプレカリア・データ(precaria data)という。拙著『成立期中世の自由と支配』敬文堂、一九八五年、二二―四頁以下参照。

(24) 森本芳樹『西欧中世初期農村史の革新―最近のヨーロッパ学界から』木鐸社、二〇〇七年は、ヴィラ(villa)とは何かをめぐる最近の議論の動向を伝えている(二一六―二一八頁)。ヴィラは荘園でないばかりか領主支配の場をも意味しないという見解も出されているという。ヴィラを荘園と考えることができたとしても、それは限定された事例においてであるという見解、古典型の荘園制ではないが領主支配の場であるという見解、ヴィラは王領のような「大きな単位ばかりでなくより小さくて下位に位置する在地領主たちの支配領域をも指しており、それぞれにおいて修道院以下複数の領主が土地領主制とバン領主制のいずれにも属する多様な権限を行使していることを確認した」見解等々

である。本文書に出てくるヴィラ (villa) はどのタイプであるのかについては明確に述べることができない。beneficium については、「借り戻し地」「貸与地」の意味で理解しておく。

- (25) 文書では、国王に対して、「……当該訴訟はこのようにして行われたことは明らかである」と宮中伯 Marsio は証言した (ut…… testimnavit, quod ac causa tal (ier) acta fuisse demonstrat, ……) という書き方がなされている。testimnavit-testimonare は「それが訴訟事件を国王に報告する宮中伯に関係して用いられる場合には、訴訟の結果を国王に wiedergeben (伝える、報告をする) などを意味している。〔注 8〕Mediæ Latinitatis Lexicon Minus, Vol. 2, S. 1340. フラビウスは「証言する」と訳している。

- (26) 本稿 III (11) の叙述にこうしては、Dieter Werkmüller, a. a. O., S. 595–597 参照。

- (27) Dieter Werkmüller, a. a. O., S. 597.

- (28) 〔注 12 S〕Formulæ, Formularum Codicis s. Emmeramii Fragmenta, n. 3, S. 463–464. 法律文例は文書作成のための雛形であり、その雛形に、人名や日付、日数、金額、地名等それぞれのケースに応じた必要事項を書き込めれば完全な文書になる仕組みになっている。本文中では、例えば人名は「某々」とか「これこれの者」と翻訳できる。「且」が使われる等して、その部分はいわば空欄になっている。本稿では、その部分を忠実に翻訳せず、例えば「原告」「被告」という用語を宛てて訳す等している。

- (29) フラビウスで紹介する訴訟類型は、Zweizüngiges Urteil と言われているものであり、「二枚舌判決」と翻訳されている。ミッターイスリーベリッヒ著、世良晃志郎訳、前掲書、六九頁以下。しかし、「二枚舌」という日本語は、一般的に良い意味で使用される用語ではない。そこで、本稿では、「二者択一」という用語を使用し、「二枚舌」という用語の持つ語意や語感に伴う誤解を避けることにした。

- (30) 〔注 12 S〕Formulæ, Formulæ Andecavenses, n. 47, S. 21.

- (31) boni homines = Personen, die die Voraussetzungen dafür erfüllen, als Zeugen oder Besitzer eines Gerichts zu fungieren (法廷における証人としてあるのは審判人としての役割を果たすための前提条件を満たす人々)。〔注 81〕Lexicon, Vol. 1, S. 134. Dr. Karin Nelissen-von Stryk, Die boni homines des frühen Mittelalters, Verlag Duncker & Humblot, Berlin 1981.

- (32) この事例で言えば、問題のブドウ畑を現在の所有者に売却、贈与等した、そのブドウ畑の前権利者のフラビウス。〔注 18〕Lexicon, Vol. 1, S. 92. 保証人については、五〇の記述。

- (33) 〔注 21 S〕Formulæ, Formulæ Andecavenses, n. 53, S. 23.

- (34) 〔注 21 S〕Formulæ, Formulæ Andecavenses, n. 50a, S. 22.

- (35) *rachinburgus, rac-, rag-, reg-, rath-1-, im-, em-, ini-, ine-, -burgus, -burus, -burus, Rachinburgen, Rathburger* 伯裁判所<sup>Urtreier</sup> (判決人)<sup>Helfer</sup> (補助者) の役割を果たす、七人あるのは地域に由来してはそれ以上の数の身分の高い人。〔注18〕<sup>Lexicon</sup>, Vol. 2, S. 1148. 〔注9〕<sup>Hilfswörterbuch</sup>, 2. Bd., S.505 については、*Rathbunge* (判決提供者)<sup>Urtreier</sup> <sup>Urtreisweiser</sup> (判決提言者)。
- (36) 本法律文例には、「四十夜」という文言はなく、数字の四 (*quartum*) があるだけである。「四十夜」という数字を入れたのはこの法律文例に対して編者が付けている注 (*agitur fortasse de legalis 40 noctium intervallo*) を参考にしてのことである。また、この法律文例には、「三月一日に当る文言はなく、Kalendas Ilias があるだけである。三月一日を入れたのは、この法律文例記載の裁判事例のその後を伝える。次の注(37)で注記する法律文例に *Kalendas Marcias* という文言があるようにする。
- (37) 〔注12〕<sup>Formulae, Formulae Andecavenses</sup>, n. 50b, S. 22.
- (38) 雪冤官誓<sup>シロコトヒ</sup>については、<sup>シロコトヒ</sup>スリーベリック著、世良晃志郎訳、前掲書、六九頁以下。なお、本稿三(三)1)~(3)の叙述については <sup>Dieter Werkmüller</sup>, a. O., S. 597—598 参照。
- (39) <sup>Dom Cl. Devic & Dom J. Vaissete</sup>, *Histoire générale de Languedoc*, Tome Deuxieme, Toulouse 1875, n. 15, S. 64—65.  
 ....recognosco me ergo Pnaudus....quod negare non possum in vestrorum supradictorum iudicio, unde me repetet Anianus abbas seu etiam sui monachi de villa Rissello, qui est in locum vestrum infra termino Caunensi, quem perdonavit nobis dominus rex Karolus vel Lodovicus rex, ubi nos modo habitare videmur, unde precaria vobis fecimus ego Pnaudus & parentes mei scilicet Materindus & Fulgentius, ut de ipso villare per singulos annos....ibidem vobis exinde tascas & decimas persolvere debuissimus, & de ipso villare cum sua adiacentia nulla intentione vel fraude....exinde vobis taliter me recognosco in vestrorum supradictorum iudicio, quomodo ego Pnaudus & parentes mei Materindus & Fulgentius quod ipsas tascas & decimas, quod vobis exinde dare debuimus, ipsas vobis intendimus, & nihil vobis exinde dedimus prefatos VI annos, & insuper de ipso villare vobis cum discipare volumus, & in fraude vobis de ipso fecimus ac ipsos pro vestro commeatu illos habere volumus. Sicque me recognosco Pnaudus quomodo ego & parentes mei suprascripti pro vestro beneficio antea & per precaria vestra, quam vobis fecimus eam antea habuimus, & ea quae fecimus, veraciter me recognosco in vestrorum supradictorum iudicio. Data recognitione sub die III nonas madias, anno XXXIV regnante domino nostro imperator Karolo, rege Francorum & Langobardorum....
- (40) <sup>Rudolf Hüfner</sup>, *Der Immobilienprozess der fränkischen Zeit*, Verlag Wilhelm Koehner, Breslau 1893, S.66. <sup>Dieter Werkmüller</sup>, a. O., S. 598.  
<sup>vicedominus</sup> ヲ<sup>チ</sup> 高位聖職者<sup>ト</sup>司教<sup>ノ</sup>常任<sup>ノ</sup>代理<sup>ト</sup>ある<sup>ル</sup>教會<sup>ノ</sup>財産<sup>ノ</sup>管理<sup>者</sup>シ<sup>テ</sup>シ<sup>ル</sup>べ<sup>ク</sup>カ。〔注21〕<sup>Lexicon</sup>, Vol. 2, S. 1425. <sup>Lexikon</sup>

- des Mittelalters, Verlag Deutscher Taschenbuch, München 2003, Bd. 8, S. 1622. ブレカリーア・オブラータについては、注(23)参照。
- (41) Dieter Werkmüller, a. a. O., S. 598. [注④S] Rudolf Hübner, Der Immobilienprozess, S. 73ff.
- (42) 前者は目録番号四八七。[注⑥S] Dom Cl. Devic & Don J. Vassette, Histoire générale de Languedoc, tome cinquantième, chartes et diplomes, n. 43, p. 138. 後者は目録番号五七八。M. C. Ragut, Cartulaire de Saint-Vincent de Macon, Macon 1864, n. 376, p. 216c
- (43) [注40S] Rudolf Hübner, Der Immobilienprozess, S. 79ff.
- (44) [注40S] Rudolf Hübner, Der Immobilienprozess, S. 76f. Dieter Werkmüller, a. a. O., S. 598. ミンタイスリーベリッヒ著、世良晃志郎訳、前掲書、一五九、一六一頁では「予備宣誓」という訳語を宛てている。
- (45) [注40S] Rudolf Hübner, Der Immobilienprozess, S. 76f. Heinrich Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte, Zweiter Band, Verlag Duncker & Humblot, Berlin 1958, S. 457ff. ミンタイスリーベリッヒ著、世良晃志郎訳、前掲書、一五九、一六一頁。そこで、世良は「予備宣誓」について、「原告が訴えの提起にあたって、単独でまたは宣誓補助者とともに、自分は憎悪、気まぐれまたは利欲のために訴えを提起するものではないことを誓う宣誓。宣誓補助者とともに予備宣誓がおこなわれたときは、被告は単純な雪冤宣誓によっては責を免れないことになる」と注記している。本稿が、「予備宣誓」という用語を借用しなかったのは、「予備宣誓」という訳語の場合、提訴に当たって予め用意をしておき、裁判冒頭に宣誓をする、という意味合いがあるのに対して、引き合いに出した文書では、原告 Alcaudus が訴えを提起した、そして被告 Heideberrus が欠席した一度目の裁判期日ではなく、第二回目の裁判期日に、しかも、今回は出廷した被告が、原告 Alcaudus は正しくではなく、不正に自分を訴えた」と反論したことを受けて、原告が宣誓の用意のあることを述べているからである。「非悪意宣誓」という訳語は、イタリア・カノン訴訟手続に関連して、世良が前掲書四九五頁で採用している。「誠実に法に従って問題を解決し、悪意の手段を用いない」という両当事者によって行われる宣誓である。「非悪意宣誓」(juramentum calumniae) という訳語に重なるが、それぞれの手続上の意味や位置づけが違うことは言うまでもない。因みに、小菅芳太郎は、juramentum calumniae に「非策謀宣誓」という訳語を宛てている(「措問手続」(項目)「手続覚書」『北大法学論集』第三八巻第四号、昭和六三年、五八八頁)。
- (46) Estienne Perard, Recueil de plusieurs pieces curieuses servant a l'histoire de Bourgogne, Paris 1664, p. 147-149. Dieter Werkmüller, a. a. O., S. 598. 同じ文書は次の文献にも収録されている。Marcel Thévenin, Textes relatifs aux institutions privées et publiques aux époques, néo-romane et carolingienne, Paris 1887, n. 100, p. 140-142.
- (47) fms. n. 6, 7, 8 の村を含む、バタス内の地域的区分。[注18S] Lexicon, Vol. 11, S. 561.

- (48) 原文中の *Gentius* ‘notitia Geist carnae にこいては」〔注45の〕Heinrich Brunner, *Deutsche Rechtsgeschichte*, Zweiter Band, S. 497.
- (49) Dieter Werkmüller, a. a. O., S. 598. リプアリア法典六七章第五法文「誰か(原告)が遺産又は自由(*gentius*)のために不法の簡条を六人と共に教会において共誓して争ひ始めたる場合には、彼(被告)は、十二人と共に國王の宮廷裁判所前(*ad statum regis*) 榛の枝を以て圍まれたる宣誓の場所にて、(特定の)言葉を遵守して共誓すべく努むべし。若し彼(被告)が(これを)遂行せざりし場合には、彼は法定贖罪金と共に返済すべし。又若し何人かが、彼がそれをなすことを妨げむと欲したる場合には、彼は國王の面前において自己の武器を以て自己を防禦せむと欲す(努む)べく、然らざれば請求の全部を法定贖罪金と共に返済すべし」久保正幡訳『リプアリア法典』創文社、昭和五二年、九〇頁。
- (50) Dieter Werkmüller, a. a. O., S. 598. 〔注40の〕Rudolf Hübnér, *Der Immobilienprozess*, S. 77. 法文は第三九法文。Monumenta Germaniae Historica, *Legum sectio V, editio Societas Aperiendis Fontibus Rerum Germanicarum Medii Aevi*, Hannoverae 1975, S. 69.
- (51) 〔注51の〕Formulae, *Formulae Salicae Merovingianae*, n. 29, S. 252.
- (52) *vicarius* という語は、様々な役人を表現する等意味が多様である。ローマ法では親衛隊長の代理を意味し、フランク時代には下級裁判において伯を代理して裁判にあたる役人と言う場合もあり、教会用語では教皇を代理する立場の枢機卿やまた教皇を一般的に代理する司教の意味、高位聖職者の代理の意味で使われたりしている。そこで、本稿では、ウィカリウスと片仮名表記をするのに止めておきたい。Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, V. Band, Verlag Erich Schmidt, Berlin 1998, S. 918. の *vicarius*-Vikar の項目。〔注9の〕*Hilfswörterbuch*, 2. Bd. S. 642 の *vicarius*-Vikar の項目。『リッタイス＝リーベリック』著、世良晃志郎訳、前掲書、一一二頁。
- (53) 〔注40の〕Rudolf Hübnér, *Der Immobilienprozess*, S. 91.
- (54) 〔注40の〕Rudolf Hübnér, *Der Immobilienprozess*, S. 95.
- (55) Dom Pauli Plohn, *Gallia christiana, Tomus quartus*, Paris 1876, n. 28, p. 67.
- (56) Gustave Desjardins, *Cartulaire de l'abbaye de Conques en Rouergue*, Paris 1879, n. 155, p. 137-138.
- (57) 〔注40の〕Rudolf Hübnér, *Der Immobilienprozess*, S. 101. Hübnér 氏の箇所は、Heinrich Brunner, *Die Entstehung der Schwurgerichte*, Verlag Weidmannsche Buchhandlung, Berlin 1872, S. 173-174 を引用している。Brunner は、この実地確認に関係した史料上の用語として、*vicarius* ‘*visus terrae*’ ‘*inspectio tenementi* を挙げてゐる。この場合は、共に「現地調査」と訳すことができる。
- (58) 〔注49の〕久保正幡訳『リプアリア法典』七四頁。Hübnér の裁判目録の中にある数多くの関連文書を挙げることは容易であるが、本稿では、

リブアリア法典の法文だけに止めることにした。

- (59) Mittellateinisches Wörterbuch bis zum ausgehenden 13. Jahrhundert, Bd.1, Verlag C. H. Beck, München 1967, S. 1170.
- (60) [注68]Dom Cl. Devic & Dom J. Vaissete, Histoire, tome deuxième, chartes et diplomes, n. 161, p. 331-336; Hugo Loerssch, Richard Schroder, Urkunden zur Geschichte des deutschen Privatrechtes, dritte, neu bearbeitete Auflage, Verlag A. Marcus und E. Weber, Bonn 1912, n. 54 (64), S.38-42. [注46]Thévenin, n.94, p. 128-133. 本文書は極めて長文のものである。使用されている単語も難解である。後日、この文書に取り組んでみたい。保証人は、原告が法廷に提出したウワクメンテが真正のものであることを証言する場面等、様々な場面で登場している。この点についても後日整理したい。
- (61) [注42]Cartulaire de Saint-Vincent de Macon, n. COLXXXIV, p. 169-170.
- (62) scannius 4 scabius-scabius 4 同一用語であると考えられる。
- (63) 目録番号四五二参照。
- (64) [注17]Diplomata, K. A. F. Pertz, n. 21, S. 106. Pertz 47 の文書を、七四九年八月一七日付であるとしている。
- (65) 47 Dagobertus 47 Dagobert III. (ネウストリヤ王、アウストリヤ王。在位七一一年) であると思われる。Chillardus 大修道院長の活動が、七一〇-七二〇年に確認されているからである。
- (66) M. Jules Tardif, Monuments Historiques, Paris 1866, n.55, p. 46.
- (67) [注68]Dom Cl. Devic & Dom J. Vaissete, Histoire, chartes et diplomes, n. 43, p. 137-139. [注46]Thévenin, n. 123, S. 179-182.
- (68) sagō には、「裁判所吏員、武装した従士、代理人」の意味があるからである。フランク王国支配の西ヨーロッパ地域で使われている用語のなかへである。[注45]Heinrich Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte, Zweiter Band, S. 252-253. [注81]Lexicon, Vol. 2, S. 1213.
- (69) ミッタイスリーニンニッピ著、世良晃志郎訳、前掲書、七〇頁。
- (70) [注21]Formulae, Formulae Andecavenses, n. 30, S. 152-153.
- Relatio cum iudicio. Auctoritate legis preceptum est, ut in toto litis terminum requiratur, per quem orta est contentio; et si quis ad rapinam faciendam adgrederetur aut tier agentem insidiverit aut domum alterius nocturnus spoliaverit, mors anime ipsius ne requiratur. Igitur ego in Dei nomine ille iudex veniens in loco nuncupante illo sub die illo una cum bonis hominibus ad locum accessions, ubi aliquis homo nomine ille quondam interfectus iacebat, requirens, pro qua re ibidem interfectus fuisset. Sed venientes homines ibidem commanentes, qui in initio litis ibidem fuerunt vel qui ad ipsos hucos cucurrerunt, quando iam dictus homo ibidem interfectus fuit, taliter testimonium prebuerunt, ut, dum



aliquis homo nomine ille sollempniter sibi ambulabat, sic iam dictus ille quondam ipsum adsallivit vel insidiavit et res suas ei contraxerat atque violenter super ipsum evaginatio gladio venit, unde hiores vel capulaturas atque colaphis manifeste apparent. Ideo etenim, dum sic veritas comprobaretur, veniens iam dictus ille adprehensam manum vel arma predicti iudicis, sicut mos est, apud homines 12, manu sua tertia decima, dextratus vel conitratatus dixit, quod, dum ipse sollempniter sibi ambulabat, iam dictus ille quondam eum malo ordine adsallivit et evaginatio gladio super eum venit et super ipsum hiores vel capulationes misit et res suas illas ei diripere voluit; et postquam istas presentes hiores recepit, necessitate compulsus ipsum placavit, per quem mortuus iacet; et in sua orta contentione vel in sua movita atque per suas culpas ibidem interfectus fuit; et sic est veritas absque ulla fraude vel conludio, et in sua culpa secundum legem ipsum ferrobattuto fecit. Proinde oportuum fuit ipsius illi, ut hanc coitiam ad instar relationis exinde accipere deberet; quod ita et fecit. Sed postea vero taliter in iam dicto loco ipsius illi indicatum fuit, ut in noctes 40 apud homines 36, manu sua trigesima septima, iam dicto illo quondam in ecclesia illa, in loco nuncupante illo, conitrare debeat apud homines visores et cognitores, eo quod ille quondam male ordine super eum venisset et res suas ei contendisset vel prinitus ipsum placasset vel livorasset et ipsum in via adsallisset vel insidiasset, et in sua movita vel in sua culpa ibidem interfectus fuisse. Et si hoc facere potuerit, de ipsa morte quietus valeat residere.

- (71) 「叫ぶ声」(Gerüth)° ミッタイス・リーベリッヒ著、世良晃志郎訳、前掲書、五六頁。
- (72) [注 9 S] Hilswörterbuch, I. Bd. S. 166 S Eideshelfer の項目。[注 18 S] Lexicon, Vol. 2. S. 1340°
- (73) 十字架神判とは、「両当事者が手を広げて十字架の前に立ち、先に手をおろしたり、立っていらなくなったりした方が証明に敗れたものとみられた」(ミッタイス・リーベリッヒ著、世良晃志郎訳、前掲書、一六二頁)。
- (74) Dieter Werkmüller, a. a. O., S. 600-602.
- (75) Dieter Werkmüller, a. a. O., S. 599-603. 注 (72) の神判や相続権「三〇年に亘る占有の主張を含む」(Dieter Werkmüller, a. a. O., S. 603.) 当事者による立証に關係する諸問題の検討は後日の課題とした。
- (76) Jean Marie Pardessus, *Diplomata cartae, epistolae, leges, Tomus secundus*, Verlag Scientia, Aalen 1969, n. DCIV, p. 415-416. [注 17 S] Diplomata, K. A. F. Pertz, n. 22, S. 107-108. [注 9 S] Jardef, n. 53, p. 44. Dieter Werkmüller, a. a. O., S. 599. [注 7 S] Rudolf Hüfner, *Gerichtsurkunden*, S. 12.
- (77) *Aufassung* と呼ばれている行為である。ミッタイス・リーベリッヒ著、世良晃志郎訳、前掲書、二六頁、注 (7) の以下の説明参照。

Aufassungとは、「譲渡人が行うゲヴェーレの放棄行為。普通にはその不動産の現場以外の場所で行われる象徴的不動産譲渡行為 (symbolische Aufassung) の意味に用いられる。この象徴的な譲渡行為は特定的方式によって一定まり文句を唱え、指を曲げたり、*festuca*と呼ばれる小さな棒を相手方に投げ与えたりして「おこなわれなくてはならなかった。のちにはAufassungは原則として裁判所においておこなわれなくてはならなくなつた (gerichtliche Aufassung) 』。

- (78) 目録番号一七五、一七八、一九六、二〇三、二一九、二三五、二四〇、二四三、二五五、二五八、二六七、二七二、二七四、二七六、二八一、二八七、三一七、三三二、三三三、三五七、三九〇、三九二、三九九、四二三、四二九、四三四、四三七、四七八、四八二、四九二、五〇二、五五二、五八二。

- (79) Hermann Wartmann, *Urkundenbuch der Abtei Sanct Gallen*, Theil I, Zurich 1863, n. 187, s. 177. 拙著「前掲書」一六四頁以下で、国王に対する誠実宣誓等について言及してゐる。拙著の一六四頁以下の記述については、若干の史料を新たに加へ、また使用している用語等全体を見直して修正したいと考えている。本文書の原文は以下の通りである。

In Dei nomine. Cum resederet Unfredus vir iulister Reccarum comis in curte ad Campos in mallo publico ad universorum causas audiendas vel recta iudicia terminanda, ibique veniens homo aliquis nomine Hrothelmus proclamavit eo, quod in contradictum suum mansum ei tollatum fuisset, quod ei advenit a parte uxoris sue, simul et Flavino, et propresum fuisset et legibus suum esse debere, quia iam de tradavio uxoris sue fuisset, idcirco suum esse deberet. Tunc praedictus comis, convocatis illa testimonia, qui de ipso pago erant, interrogavit eos per ipsam fide et sacramento, qua nostro domino data haberent, quicquid exinde scirent veritatem dicerent. At illi dixerunt: Per ipsum sacramentum, quod domino nostro datu habemus, scimus, quia fuit homo quidam nomine Mado, qui tibi habuit suum solu propriu, cuius confinu nos scimus, qui adiacet et confinat ad ipso manso, unde iste proclamat, in quo illi arborectus est, et de uno latius aqua cingit et inter eos terminu est in petris et in arbore; ipse est dominus; nam sicut illa edificata desusum conjungunt, istorum hominum proprium est et illorum legibus esse debet de parte avii illorum Quinti. Tunc praedictus comis iussit, ut ipsa testimonia supra trent et ipsos terminos ostenderent, quod dicebant; quod ita et fecerunt et ipsos terminos firmaverunt, qui inter illa dita mansa cernebant. Sed et plurimi ibidem adhererunt nobiles, quos ipse comes cum eis direxerat; quod et omnia plenier factum fuit. Ut autem haec finita sunt, interrogavit ipse comes illos scabinos, quid illi de hac causa iudicare voluissent. At ille dixerunt: Secundum istorum hominum testimonio et secundum vestra inquisitione iudicemus, ut sicut divisum et finitum est et terminis positus inter ipsos mansos, ut isti homines illorum proprium habeant absque ullius contradictione in perpetuum; et quod in dominico dictum et terminis divisum coram testibus fuit, receptum sit ad parte domni nostri. Propterea oportunum fuit Hrothelmo et Flavino cum heredibus eorum, ut exinde

ab ipso comite vel scabinis tale scriptum acciperent, qualiter in postmodum ipso manso absque ullius contrarietate omni tempore valeant possedere. Actum curte ad Campos, mallo publico, anno VII imperii Caroli augusti et XXXVIII regni ejus in Francia et XXXVIII in Italia. Datum VII id. febr., sub Ulfredo comite feliciter amen.

Haec nomina testium : Valeriano, Burgulfo, Ursone, Stefano, Majorino, Valerio, Lioncio, Victore, Maurettono, Fontegano, Florencio, Siflone, Valenciano, Quintello, Stradario. Et haec nomina scabiniurum: Flavino, Orsicino, Odnaro, Alexandro, Eusebio, Maurencio, qua etiam et aliis plurimis.

Ego itaque Banco rogatus scripsi et subscripsi.

- (80) 妻の *trivavus* [曾祖父の曾祖父、曾祖父の祖父等いろいろな意味がある] に由来する財産 (*trivavium*) の意味か、あるいは嫁資 (*dos*) の意味か、それとも所有物の意味か。コッパでは、単に財産として訳しておく。Eduard Brückneier, *Glossarium diplomaticum*, Band 2, Aalen 1967, S.625 の項目 Tradavium。

- (81) *arbor-arbores* の訳語は樹木、木であるが、コッパの意味は、単なる樹木、木ではなくて、例えば境界を区分するための標識としての役割を持つ樹木、木を意味している。(注80の)Brückneier, Band 1, S.143.

- (82) Georg Waitz, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, Bd. 5, 3. Auflage, Graz-Austria 1955, S. 425-426. 拙著、前掲書、一六六頁以下。

- (83) ミッタイス・リーベリッヒ著、世良晃志郎訳、前掲書、一五九頁に以下の記述がある。「宣誓補助者による証明は、宣誓補助者となるべき者が全員または一部分相手方によって選ばれるに至ったことにより、また彼らはもはや同時に口をそろえて *mit gesamtem Mund* 宣誓するのではなく、一人一人順次に宣誓させられるようになったことにより、前代に比べて困難にされた」。

- (84) Dieter Werkmüller, a. a. O., S. 602. コッパの Werkmüller は、イタリア地域に伝承している文書 (七七七七年) ・目録番号六五一を引いて、被告の主張を証明するために、太公 (Herzog) によって選ばれた五人の証人たちが証言を拒否している事例を紹介している。Caesare Manaresi, *I Placita de Regnum Italiae*, vol. 1, Roma 1955, p. 5-8.

- (85) Dieter Werkmüller, a. a. O., S. 599 参照。

- (86) Die Gesetz der Langobarden, Übertragen und bearbeitet von Franz Beyerte, Verlag Bohlan, Wainar 1947, S. 368-369. 堀浩訳「ランゴバルド部族法典附加勅令邦訳」堀浩著作集一「ランゴバルド部族法典」信山社、平成四年、四三三—四三四頁。

「朕は屢々、不誠実なる者達が彼等の死亡せる親族達の意思に反して行為するを識りたり。即ち、「死亡者達が」彼等の靈魂(救済)のた

めに、彼等の財産を聖所に献じ、且彼等の隷屬者達に簡明なる自由(「完全自由」)を何であれ財産と共に贈りたるも、しかも、「不誠実なる親族達が、他の」者達と共に奸計によりて行爲し、彼等(「隷屬者達」)を彼等の農地より移して、彼等の奴隸たるものとして捲き上げ、この結果、「隷屬者達は」自由と財産を同時に喪失したり。

斯かるが故に、朕は、死者の意思と指図とが実現されむために、右の奸計を排除せんと配慮す。されば、朕は、次の如く、定む。

即ち、もし誰かランゴバルト人が、証書を以て、彼の健全なるうちに又は病氣中に、彼の財産を「死因」処分して、神聖なる場所に献納をなすために、それを聖所が有すべしと云ひ又彼の財産を耕作せる隸民達(Fantiae)は自由たるべしと云ひたるときは、彼が定めたるところに従ひ、彼等(「隸民達」)及び彼等の子等の子等は、何時にても、彼等の主人の命ずる如くに、行ふべし。しかして彼等は、彼等の主人が定めたる如くに、彼等の人身につきては自由たるべく、彼の相続人達によりて引き具さるることも、彼等の農地より移さるることもなかるべく、「これに対しては」聖所により彼らは保護せらるべし。但し、もし彼が、彼の意思によりて、外へ出でむと欲したるときは、別たるべく、「このときは」彼は彼の自由にて外に出で且彼の欲したる場所にて生活するを許さるべし。

されど、もし、人が、突然の死のために、彼の「隸」民を「第四の人の手に於て」解放もし得ず、又、自由を与ふるために祭壇の周囲にて司祭の手に引渡し、もし「得」ざるほどに、死の結末を急ぎ、このため、彼が、彼の死後、彼の指定せる司祭の手によりて聖なる祭壇の周囲をその者が連行せらるべく定めたるときは、朕は、憐憫の情より、次の如く決したり。即ち、彼等の主人が命じたる如くに、それは履行さるべく、彼が指定したる司祭は彼を、誰のであれ異議を受付くることなく、解放し、しかしてその者は「以後」自由たり続けべし。その訳は、吾等の救世主が吾等に自由を与へむために自ら奴隸となることを欲したるが故に、奴隸達が奴隸身分より自由身分に引入れらるること、朕には、最高の価値あるものと見らるればなり。更に、もし彼が彼のその死に際し彼に何物かを与へ又は与ふるを命じたるときは、その贈与「の効力」は彼に確固として持続すべし。何故なら、使徒パウルス(paulus)は、権勢者(auctoritas)は「彼の」家隷屬者達(domestici)に、忠誠の恩賞を供すべきを命じおればなり。しかして、「贈与」報償金としては、彼の奉仕が彼に課せらるべし。その故は、奴隸は、「贈与」報償金を彼に支払ふべき「財産をば、それ」以外に有せざればなり。

同様に、目録番号一四一九の対象文書(一〇六三年)が伝えている複数の製粉場の帰属をめぐる裁判ではLex Langobardorumが法源として挙げられてゐるが(secundum Langobardorum legem)「具体的な法文にこの言及はない」。

(87) [注86(S)] Dom Cl. Devic & Dom J. Vaissete, Histoire, tome deuxième, chartes et diplomes, n. 139, p. 287.

(88) [注87(S)] Dom Cl. Devic & Dom J. Vaissete, Histoire, tome deuxième, chartes et diplomes, n. 185, p. 373.

- (89) 前者は、〔注86〕 Dom Cl. Devic & Dom J. Vaissete, *Histoire, tome deuxième, chartes et diplomes*, n. 80, p.177. 後者<sup>47</sup> Marca hispanica sive Iimes hispanicus auctore Petro de Marca, parisiis 1688, n. ① 6, p.780.
- (90) 〔注87〕 Dom Cl. Devic & Dom J. Vaissete, *Histoire, chartes et diplomes*, n. 57, p. 161.
- (91) Heinrich Beyer, *Urkundenbuch zur Geschichte der, jetzt die Preussischen Regierungszurisdiction Coblenz und Trier bildenden mittheilrheinschen Territorien*, erster Band, Coblenz 1860, n.37, S. 41.
- (92) 〔注88〕 *Formulae, Formulae Turrenses*, n.32, S. 154-155.
- (93) 〔注89〕 *Formulae, Marculfi Formularum Liber*, n. 37, S. 67. 同く目録番号七十の対象文書である法律文例。本注の *Formulae*, n. 33, S. 155.
- (94) 〔注40〕 Rudolf Hüner, *Der Immobilienprozess*, S. V-VI.
- (95) 「中近世ティロル農村社会における紛争・紛争解決と共同体」『京都大学文学部研究紀要』四一号、二〇〇二年、「中世ヨーロッパにおける紛争と紛争解決―儀礼・コミュニケーション・国制―」『史学雑誌』一一三編四号、二〇〇四年、「中世盛期ドイツにおける紛争解決と国制」『京都大学文学部研究紀要』四三号、二〇〇四年、「中世ヨーロッパにおける紛争と秩序―紛争解決と国家・社会―」『史林』八八巻一號、二〇〇五年、「中世ヨーロッパにおける紛争解決とコミュニケーション―ゲルト・アルトホーフの研究にふれて―」〔笠谷和比古編『公家と武家の』比較文明史、思文閣出版、二〇〇五年所収〕等。
- (96) チェイエットに始まる「アメリカ学派」の研究を産み出した時代思潮、時代認識は何なのであろうか。高橋清徳（研究ノート）「法と紛争解決に関するチェイエットの研究―ポスト・カロリング期の司法制度をめぐって―」専修大学法学研究所編『公法の諸問題 VI』二〇〇五年所収においても紹介されているCheyette, F. L., *Summ cinque tribuere* (in: *French Historical Studies* 6, pp. 287-299) が公にされたのは一九七〇年である。高橋は、この論文の中で、「一九七〇年代から始まる約三十年ぐらゐの間に、中世ヨーロッパにおける『紛争とその解決』に関する興味深い一連の研究が出て、一つの動向を形成している」と述べている。法学の分野で言うならば、ベトナム戦争の後遺症に苦しむ一九七〇年代以降のアメリカの法学界を席卷したのが *Critical Legal Studies*（批判的法学研究）である。
- この *Critical Legal Studies* の「先導者として知られ、International Law Center のメンバでもあった D. Tribek は、一九七二年に「社会的法理論をめざして―法と発展に関する小論―」を発表し、「法と発展」の研究が前提としてきた、近代法を「遅れた」非西洋世界へ移植するとういふ発想そのものに疑念を呈するに至った。Tribek は言う。「近代法」(modern law) の「中核的観念は、西洋の歴史に基づいて多様な文化を解釈する点で欧米中心的 (ethnocentric)―自民族ないし自社会集団の優越を信じ、他民族ないし他社会集団およびその文化を自己の立場から判

断する傾向)であることを免れない。それは、歴史というものをすべての社会において繰り返される一連の同じ発展段階として見る点において、進化論的 (evolutionist) である。これらの暗黙の前提の結果として、その観念は、第三世界における法的生活の現実を実効的に扱うことはできないのである」と。彼は、このような「伝統から近代へ」という法発展の基本的図式そのものが、西洋の近代社会を到達のモデルとしている点で西洋の視座であるとし、第三世界の問題は西洋の歴史からの社会進化論の一般化によっては解決されえない、と批判する。Roberto M. Unger の『近代社会における法』(Law in Modern Society, 1976)・P. Nonet & P. Selznick の『法と社会変動理論』(Law and Society in Transition: Toward Responsive Law, 1978) などの法三類型論も、単線的な社会進化論に対する是正の試みとみることができよう。それは、近代西洋の個人主義的社会像・人間像をモデルとした西洋の社会科学は普遍妥当性を有しない、という主張でもある(木下毅『比較法文化論』有斐閣、一九九九年、五五頁)。

チェイエットに始まる「アメリカ学派」の観点も、このCritical Legal Studiesの動向と通底するものがあるのかどうか。ただ、それがどうであれ、「アメリカ学派」の研究を導いている観点の源泉が明らかにされる必要があるように思う。その観点の持つ射程距離を明確にし、その上で他のいくつもの観点との共存の在り方を探るためである。

- (97) [注3の] 拙稿「西洋中世初期の裁判と法」一一三頁。(注24の) 森本芳樹『西欧中世初期農村史の革新』一〇頁で「対話的研究」ということが語られている。この研究スタイルは余人が簡単に真似ることができようなものではないのであるが、日本の学問的風土を考えると、この研究スタイルから学ぶべきものは多い。わが国の学問的風土として考えていることの一つは、わが国における法史学の歩み研究会、代表若野英夫「聞き書き・わが国における法史学の歩み(五)——堀浩先生の法史学を語る——」(同志社法学)三〇八号、二〇〇五年)二五六頁の上山安敏の発言を参照。

- (98) K・クレッシェル、石川武監訳「ゲルマン法の虚像と実像——ドイツ法史の新しい道」創文社、一九八九年。若野英夫「ヨーロッパ中世法の性格をめぐる最近の論争に関する覚書——F・ケルンの理論とその特徴——新しい歴史学のために」一五五号、一九七九年、同「Erich Kaufmannの法思想」矢崎光園、八木鉄男編『近代法思想の展開』有斐閣、一九八一年、同「クレッシェルの「法制史」観について——世良晃志郎教授の問題提起にふれて——」同志社法学)四一巻六号、一九九〇年、「世良晃志郎のクレッシェル批判を考える——西洋中世法の性格を捉える視角の明確化のために——」同志社法学)四六巻三、四号、一九九四年。

- (99) [注95の] 高橋清徳論文。他に田口正樹「中世後期の神聖ローマ帝国(ドイツ)における諸侯間紛争と王権」『西洋史研究』新輯三七、二〇〇八年、同「中世中期・後期ドイツの諸侯法廷」『法制史研究』五八、二〇〇八年等。「紛争と紛争解決」に関する最近の研究動向とは直接に関係するものではないが、本稿のテーマに直接関係する論文では、西川洋一「法が生まれるとき——初期中世ヨーロッパの場合——」林信夫、新田一郎編『法が生まれるとき』創文社、二〇〇八年がある。